

国際貿易投資研究所 調査・研究報告書要旨

(平成 18 年度)



財団法人 国際貿易投資研究所

はじめに

当研究所は、平成 18 年度の調査研究活動としてプロジェクト調査研究に加え日本自転車振興会からの補助金及び関係官庁・団体からの委託を受けて、各種の調査・研究事業を実施いたしました。本資料はそれら調査・研究のうち、主な報告書等の要旨をとりまとめたものです。ご参考に資すれば幸いです。

〔目次〕

調査研究事業

1. 多様化するイスラム金融市場と制度	1
2. 東アジアのベンチャービジネスとベンチャーキャピタル	3
3. アジア主要国における FTA 締結が日本経済・産業に与える影響分析	5
4. 中国企業の多国籍化	6
5. 第 11 次 5 年計画期における中国の産業発展と技術進歩	9
6. ロシアの経済環境の変化と対ロビジネス	11
7. EU 統合の深化・拡大と欧州産業再編の新展開	15
8. ブラジルの対外経済関係	17
9. 地球温暖化と CO ₂ の発生	19
10. 海外における中小企業政策に関する調査研究	20
11. ASEAN 諸国および日本における中小企業施策	22
12. アジア地域の研究開発に関する立地環境比較と各国の優遇・支援策	24
13. 対日直接投資による効果・影響に関する調査研究	27
14. 対日投資に係わる法務、労務問題等に関する調査研究	29
15. 開発途上国の対外直接投資と対日直接投資 - 途上国企業の多国籍化と海外直接投資 -	31
16. 地域の発展と国際化 - 公害都市水俣市の活性化にむけて -	33
17. グローバリゼーションとイノベーション	34

統計データ整備と分析

1. 日本の商品別国・地域別貿易指数 2006年版 36
2. 世界主要国の直接投資統計集(2007年版) 37
3. ITI 財別国際貿易マトリックス(および付属表) ~ 2006年度 ~ 44
4. 世界貿易動向分析 55

経済分析手法の開発

- 日本産業連関ダイナミックモデル (JIDEA)の構築 (更新) と活用 56

【参考】

1. [月刊]“ITI Monthly USA”シリーズ 57
2. 季刊 国際貿易と投資 58
3. ホームページ 60
4. “フラッシュ”(ホームページ常設欄) 62

調査研究事業

1. 多様化するイスラム金融市場と制度

1. 調査の目的

原油高を背景に産油国などの海外直接投資が活発である。従来と異なる投資資金の出し手である新投資母国の投資行動等を分析し海外投資戦略を研究する。さらに、これらの資金が日本への投資と結びつく可能性があるのかどうか、豊富な資金による当該国の経済発展が日本の機械工業分野における輸出拡大や投資機会となるのか等についても調査研究する。

2. 調査結果の概要

第1章 イスラム金融機関の法的ステータス

金融制度の導入が、イスラム共同体実現に近づくことにあるとすれば、シャリーア（イスラム法）を遵守することが一義的に求められる。しかし、イスラム国家を自認する多くの国の実態は、必ずしもシャリーアが実定法として位置づけられていないし、その諸規定に対立する法律、規則が制定されている。

そこで、イスラム金融が、各国においてシャリーアが一国の法体系上どのように位置づけられているのか、イスラム金融機関を有する国をみると、次の類型化が可能である。

- 1) イスラム体制を目指す国 ~ イラン、パキスタン
- 2) 有利子金融システムが並存する多数派の国 ~
アラブ首長国連邦、カタール、バハレーン、マレーシア
- 3) 法的枠組みを設けないムスリムの国 ~ エジプト
- 4) 非ムスリム国におけるイスラム金融 ~ 英国、シンガポール

第2章 イスラム金融の発展可能性

イスラム金融の実態とその課題を明らかにした上で、インセンティブとリスクとの関係およびイスラム金融市場という観点からイスラム金融の現状を概観する。その上で、イスラム金融の将来性について経済学の立場から検討を行っている。

イスラム金融機関をめぐるインセンティブとリスクの分野を対象を絞りイスラム金融・銀行研究の動向を考察したとき、分配型の資金運用方法の問題を克服しようとする研究が見られる。実際の経営において、これら研究を考慮した例は非常に少なく、無利子金融機関を名乗るのであれば、分配型の資金運用方法を多く活用して行くことが求められる。

また、イスラム金融市場の動向を考察したとき、イスラム金融のコンベンショナル金融への接近という状況を指摘できる。新興市場としてのイスラム金融市場の発展は、シャリーア・コンプライアンスに関するイスラム金融機関に対する顧客の信頼性に依存している。

第3章 イスラム金融と資本市場

イスラム金融が本格的に資本市場に進出したのは21世紀に入ってからであるが、特に国際金融市場においてイスラム金融の認知度を飛躍的に高めた、という点で、そのインパクトは極めて大きいものがある。そこで、イスラム資本市場における有力ツールとして、スクークとイスラム・ファンドを紹介している。

スクークは「イスラム債」と通称されるツールだが、シャリーア合法的な資産を基にした、資産担保証券のような形態を取る場合が多い。

イスラム・ファンドは株式投資信託である。シャリーアの観点で合法的な企業にのみ投資をする点に特徴があり、SRI（社会的責任投資）の一形態、と捉える事が出来る。

第4章 不確実性は何処に宿り給うか？ イスラム金融からのガラル概念の再検討

イスラム金融論の文脈におけるガラル概念は、取引に介在する不確実性そのものを指すというよりは、そのような不確実性を当事者たちが応分にそぐわない形で引き受けているような状況として定義できる。そして、このような定義は、近代以前のイスラム法学と比べて、取引における不確実性をいかに・どのように飼い馴らすかという傾向に沿って現代のガラル概念が変容していったという現代的な特徴を表していると言える。

第5章 イスラム金融の現状 カタールとマレーシア

イスラム金融の現状についての事例としてアラビア半島からカタールを、東南アジアからはマレーシアを取り上げている。モノカルチャー構造のカタールと産業構造が近代化したマレーシアとでは、経済構造に違いがある一方で、イスラム金融の点では共通点もみられる。両国のイスラム金融について、歴史と監督官庁、法律・会計制度、イスラム銀行市場の状況という三つの視点から概観し、各々の特徴からイスラム金融の課題を見出すとともに、今後の国際的なイスラム金融の展望を論じている。

第6章 マレーシアにおけるイスラム金融の現状と発展への課題

マレーシアは1983年にイスラム金融制度を開始しており、イスラム金融先進国の一つである。同政府はコンベンショナルな金融とイスラム金融の両者の発展を求めるパラレル型アプローチを採用している。近年は自己完結型の色彩が強かった同国のイスラム金融取引を国際化する機運も高まっており、規制緩和措置等を背景に中東勢の市場への参入が増加傾向にある。同国はシャリーア解釈においては比較的柔軟であり、多様なイスラム金融商品が開発・認可されている。しかし、その反面、シャリーア解釈が厳格な中東湾岸諸国から同国で組成されたイスラム金融商品がシャリーア不適格と看做された例もあり、オイルマネーを取り込むために、中東で有力な学派の見解・解釈にも歩み寄る姿勢も見せ始めている。他方、同国は中央銀行と証券委員会内にシャリーア諮問委員会（SAC）を設置しており、中東を始め他国と比べて、シャリーア解釈の統一性・整合性が比較的保たれている。

2. 東アジアのベンチャービジネスとベンチャーキャピタル

1. 調査の目的

アジア NIES 諸国、中国は高度成長を経て、科学技術立国の段階を迎え、ベンチャー企業も増加し、今や重要な産業の担い手となりつつある。ベンチャー企業の育成政策と、それを可能にした科学技術政策と、さらに税制・ベンチャーキャピタルなどの資金的支援システムを、いかに構築してきたかを明らかにする。

そのため、エレクトロニクス、バイオ・テクノロジーなど重要業種を中心に各国の比較研究を行う。(韓国、台湾、中国、シンガポールの比較研究)

2. 調査結果の概要

第1章

韓国のITベンチャー企業の代表例である携帯電話端末企業が90年代後半急速に成長したその理由を探る。またこれらの企業が世界に先駆けてCDMA方式の開発・製造に成功し、さらに製品設計を受託するデザインハウスとして世界市場に進出したものの、中国市場での過当競争、通信事業者とOEM供給先のモジュラー化戦略、資金調達先であるKOSDAQの不振などから苦境に立たされている現状を分析している。

第2章

韓国のベンチャー企業を概観した後、ベンチャーキャピタルの資金調達・投資・資金回収の側面から分析する。資金調達面では政府出資比率が高く、投資面で本体投資から組合投資の比率が高まっているが、投資分野ではITから製造業中心に、業歴が短い企業から長い企業へシフトするなど、ベンチャーキャピタルの機能としては十分なパフォーマンスが示されておらず発展途上にあること、その一方で、ベンチャー企業に支援されたIPOに成功した企業の収益率が高いことなどを明らかにしている。

第3章

シンガポールのナショナルイノベーションシステムが科学技術政策と産業界の橋渡しとして機能し、90年代以降のITおよび2001年以降のバイオという2つの主要ハイテク分野の育成に集中して成功したと評価する。シンガポールは人口1万人あたりの自然科学系研究開発者数が先進国と比較しても突出し、日本との技術貿易(特許料収支)でも、唯一東アジア諸国の中で黒字を出している。韓国、台湾に対しても同様に、科学技術競争力があることを示している。IT、バイオの分野での種々の政府設立の研究所に加え、リスクの程度に応じて多様な仕組みを持つ様々な公的なベンチャーキャピタルを設立したのみならず、東アジアのベンチャーキャピタルのハブとして海外からのそれをも誘致するためのファンドオブファンドも設けるなど、ベンチャーキャピタルが活発に活動している。

第4章

台湾のベンチャービジネスの発展の基礎となった新竹科学工業園区の設立背景およびその後のベンチャー企業とベンチャーキャピタルの発展がシリコンバレーと密接な関係の下でもたらされ、台湾経済のハイテク化に寄与したことを述べる。しかし、大陸への投資が進んで、中国経済と密接な関係が出来上がり、政府による大陸投資の上限規制と国内投資フロンティアの限界に直面しているのが課題となっている。

第5章

中国のベンチャービジネスとベンチャーキャピタルの発展過程を述べる。改革・開放後歴史が浅いにも拘らず、台湾同様帰国留学生の起業、大学発ベンチャー企業などによりハイテクベンチャー企業が増加してきており、そのR & Dの主体における企業の比率が高まってきている。開発研究者数も急速に増加してきている。携帯電話の通信方式などを例外として、先進国水準に比べ技術水準が殆どの分野で依然劣っているものの、豊富な人的資源により10年後には相当なキャッチアップが予想される。ベンチャーキャピタルは外資系ファンドが圧倒的なシェアを占めてきたが、制度・ルールが整備され、エンジェルの出現など他国と遜色ない機能が発揮され始めた。

第6章

社会学的・人類学的アプローチから台湾、中国など漢人社会のビジネスネットワークにおける「関係」がベンチャー投資やベンチャービジネスの領域において有効に機能するものかを検討する。「関係」は「入り口的機能」としての役割を果たすが、それ以上であるのか、また漢人社会に特殊な「関係」であるのかを台湾の人的ネットワークを利用して上海での調査などを通して検討するが、「見知らぬ者への壁」を打ち破る制度が「関係」に変わり得るのかどうかは現段階では未知数であるというのが結論である。

3. アジア主要国における FTA 締結が日本経済・産業に与える影響分析

1. 調査の目的

アジアにおいては、中国が世界の工場と称され、日本などの先進工業諸国が生産財、部品を中国に輸出し、中国から製品がこれらの諸国および米国・EUなどに還流・輸出されるという動きが定着している。80年代半ばまで、日本が製品をこれらの地域に一方的に供給するという貿易構造であったが、現在では、東アジア諸国、中国の工業化の進展などの要因もあり、域内分業が進展し、日本もこの域内分業の流れに組み込まれている。

この環境下、東アジア地域において ASEAN 諸国、中国などを中心に FTA 締結が進んでいる。特に、ASEAN は 2020 年に ASEAN 共同体を形成するという最終目標を掲げ、加盟国内の関税引き下げ、撤廃を進めている。一方、日本の FTA 締結はアジアにおいてはシンガポールに加え、2008 年にマレーシアが加わり、フィリピンとの FTA も予定されているが、他国との比較では出遅れた感がある。

本報告書は、東アジアにおける FTA 締結の動きを整理し、これらが日本経済・産業にどのような影響を与えるかについて考察することを目的としている。

2. 調査結果の概要

第 1 章では、東アジアにおける FTA 締結の現状および条約の内容について整理した。その上で、最終目標である 2020 年の ASEAN 共同体形成を踏まえ、さらに現在関心が高まっているものの全く概要が明らかになっていない東アジア共同体についても、その共同体の性格を考える上での論点を整理した。

第 2 章では、東アジア経済の歴史的発展を踏まえ、現在中国と東アジアで進行している貿易構造の変化およびその方向を分析した。

第 3 章では、東アジア諸国の中で、日本との貿易規模が大きく、多数財で相互に貿易がみられる台湾に焦点を当てて、関税を撤廃した際に、貿易が相互にどの程度拡大し、経済にどの程度の影響を与えるのかについて試算した。結果は、日本の貿易創出効果が 50 億 9000 万円、貿易転換効果は 13 億 3000 万円で、これは経済成長率を 0.001% 引き上げる効果がある。本書では、貿易分類の精粗 (HS2 桁、4 桁) による推計結果の差異についても検討し、データの制約から得られる推計結果を考慮すると、HS2 桁分類での分析が現実的であるとの結果を得た。

4. 中国企業の多国籍化

1. 調査研究の目的

企業のパフォーマンスは経営戦略の巧拙によって左右されるようになり、経営戦略が成功した企業のなかには、中国市場では外国企業に負けない競争力を持つものも出てきた。

さらに中国市場で成功した企業は海外市場をも視野に入れるようになった。

中国企業の海外展開を企業発展の内在的な論理に基づいて行われていると考え、そうした観点から、海外投資だけを抜き出して取り上げるのではなく、各企業の発展プロセスの中で、いかなる理由から海外展開が行われるに至ったかを考えた。

2. 調査結果の概要

序章では、中国の海外投資の全体像を把握し、中国のトップ 500 社の海外展開の現状について中国での調査を元に検討した。

さらに中国のいわゆる「走出去」戦略とは何かを述べ、本報告書で取り上げた海外展開の事例から中国企業の多国籍化をいくつか類型化した。

第 1 章では、中国 IT 業界を代表する 2 社すなわち聯想集団と華為技術の多国籍化のプロセスとについて検討する。この 2 社は中国企業の多国籍企業化において先陣をきる企業であるが、そのプロセスは多くの相違点を持つ。華為技術は自主技術開発に基づく製品輸出の延長として国外拠点の設置が行われていった。一方聯想集団は輸出のほとんどない国内メーカーが「小が大を呑む」形で多国籍企業の一事業部門を買収し市場と拠点を同時に持つようになった。この違いは両社の主要製品の製品特性とビジネス・モデルの相違から来るものであり、この相違点を明らかにし、今後の課題について展望した。

第 2 章では、携帯電話端末専門設計受託会社（デザインハウス）最大手の徳信無線通信科技公司をとりあげた。

徳信無線は 2002 年の設立以来、産業のリーディング・カンパニーとしての役割を果たしてきた。海外市場への進出に関しても、徳信無線は中国大手デザインハウスのなかで最も目立った成果を挙げている。2005 年 5 月 NASDAQ 上場時点の経営幹部 13 名のうち 11 名がモトローラでエンジニアや財務などの職を経験している。同一企業からグループでスピアウトして創業するという設立経緯である。

中国国内の低コストのエンジニア資源を活用して急速な成長を実現しつつあり、海外市場にも橋頭堡を築こうとしている。こうした企業は多くの場合、資本・人材・市場・技術の各方面で国際化の進んだ、いわば新しいタイプの中国多国籍企業であるといえる。徳信無線の成長プロセス・経営戦略をくわしく検討し、海外市場への事業展開と業績変調と適応への努力を明らかにした。

第 3 章では、近年伸長の著しい IC 設計専門企業 - いわゆるファブレス企業に焦点を当て、その代表例として、中星微電子 (Vimicro) のケースを採り上げる。

カリフォルニア大学パークレー校に留学した鄧中翰氏は、他の中国人エンジニアらと共同で、中国に本社を置く中星微電子を設立した。なお登記先は NASDAQ 上場の多くの中国企業と同様にケイマン諸島であり、中国では「外資系企業」ということになる。

中星微電子の競争力の源泉は取締役会と執行役員が明確に分離された、アメリカ型の企業統治体制を採用している点であり、中国政府の情報産業部からの初期投資の供与、増徴税と所得税の減免措置という支援措置が講ぜられたことが指摘出来る。

第 4 章では、自動車メーカー奇瑞汽車有限公司と浙江吉利控股集团有限公司をとりあげた。

21 世紀に入ってから中国の自動車産業は急速な躍進を遂げた。5 年間で生産台数は 3 倍以上となり、アメリカ、日本に次ぐ世界第 3 位の自動車生産大国になった。そうした自動車産業にあって、創業から 10 年も経たないのに海外市場をめざし始めた自動車メーカーがある。両社に共通するのは外国の自動車メーカーと合併を作らずに、最初から自主ブランドで生産・販売していることである。

奇瑞汽車は 1997 年に設立された。2001 年には早くも最初の輸出 (輸出先はシリア) を開始した。2003 年にはイランにノックダウン生産の拠点を設置した。さらに 2005 年、マレーシアにもノックダウンの生産拠点を設けた。

吉利汽車の乗用車生産は 1998 年に始まった。2006 年には 1 万 5000 台の輸出を行っている。また 2005 年にはマレーシアにノックダウン生産拠点を設けた。

中国系自動車メーカーの海外展開には大きくわけて二つのパターンがある。第 1 は上海汽車や南京汽車の海外自動車メーカーの買収のように「自立するための海外投資」であり、海外展開のもう一つのパターンは、奇瑞や吉利のように、もともと自立的に経営を行ってきた中国メーカーが、グローバルな企業になるために行う輸出や海外生産である。奇瑞や吉利の海外展開が行うのは、自動車メーカーとしての実力を高めるには自国市場での成功だけに満足してはダメで、必ず海外市場でも成功する必要があると考えているからである。

第 5 章では、中国石油企業で中国版 2 大メジャーである CNPC (中国石油天然ガス集団公司) Sinopec (中国石油化工集団公司) をとりあげた。両社は国際石油・エネルギー市場における新しい重要なプレイヤーとして成長しつつある。

中国石油企業の海外展開活動は、主に資源探求・開発型 FDI により進められてきた。CNPC は 1993 年カナダに進出して以来、30 ヶ国で石油採掘・開発プロジェクト 70 数件を実施した。Sinopec は 2000 年以来 40 件以上のプロジェクトを行ってきた。

両社の海外展開・多国籍化活動はどのように行われてきたか、どのような特徴をもっているか。近年中国石油企業の海外投資・資源権益の確保の勢いは、よく米国等より批判される。特にその投資はコスト無視の国家行為だと指摘されている。果たして、

中国の海外資源開発投資は経済性を無視したことであるか、また 2 大石油企業の資源開発を中心とする海外展開・多国籍化活動は、どのようなものであったか。この問題を念頭に入れつつ、これまでの CNPC、Sinopec の海外展開・多国籍化過程及びその特質を明らかにする。

5. 第11次5ヵ年計画期における中国の産業発展と技術進歩

1. 調査研究の目的

中国は第11次5ヵ年計画期（2006年～2010年）に入った。同期間の経済政策の重点課題はこれまでの高度成長路線を修正し、7.5%程度の安定成長路線に切り替え、このなかで産業構造の適正化、農業の安定化、エネルギー供給不安の解消、環境問題の重視などいわゆる「調和社会」の構築を目指すという。

工業分野については、“規模の拡大ではなく、技術をレベルアップし、中国の工業を大から強へと変貌させること”が提起されている。同時にこれまでの外国技術依存からより自主技術開発への転換を目指している。

計画の主張はそれなりの合理性をもつが、それがどこまで達成可能であるか。一部の大企業はすでに海外投資をするまでに成長しているが、全般的には中国企業の技術進歩努力はまだ弱い。この5ヵ年計画期の期間、中国は産業技術開発をどのように発展させようとするのかについて調査した。

2. 調査結果の概要

第1章

近年、中国は世界に向け自主技術開発を主張し始めている。特許の出願件数も増え、外資優遇税制も撤廃されようとしている。財政面での科学技術関連支出は増えており、研究開発機構の民営化が進められ、大手企業の海外進出も活発である。しかしこうした政策面での変化に比べ、実態を見るといろいろな問題が生じている。研究開発機構の資金不足は厳しく、大企業は独自のR&Dよりも海外からの技術導入に熱心なこと、人材不足、官僚統制の無駄などの弊害が目立っている。自主技術開発に向かう以前に計画経済時代の惰性からの決別がまだできていない。

第2章

1997年のアジア経済危機の後、中国内外の論者によって中国の経済成長方式の転換が主張されるようになっており、第11次5ヵ年計画には「自主創造革新」がキーワードとして盛り込まれた。IT産業は創造革新のリード役が期待されているが、IT産業自身の成長モデルが「二面化されたガーシェンクロン型キャッチアップモデル」に基づくものであり、生産高の急成長、研究開発費の増大の一方で、利益率低下、研究開発費の絶対的な不足と外資依存、試験開発への傾斜、キーデバイスと標準化の苦戦といった諸問題が発生している。

第3章

従来、中国の乗用車生産は合弁企業が主役であった。使用技術は外国企業からの導入に依存し、独自技術の蓄積では進展を見せなかった。他方、近年、外国企業と技術提携・合弁関係を持たない民族系企業が「組み合わせ（モジュラー）型」のビジネスモデルで台頭してきた。このような中、中国政府は「自主创新」（自主イノベーション）

強化・自主ブランド車育成を通じた自動車企業の国際競争力向上を標榜している。しかし、合併企業であれ民族系企業であれ、中国の自動車企業が真に国際競争力を持った有力グローバル企業に成長できるかは未知数である。

第4章

第三代携帯電話(3G)を例に、3G商用化が大きく遅れている原因として国産技術であるTD-SCDMAの技術水準の問題だけではなく、政府部門の利益の相違、キャリア自身が企業利益に基づき行動していること、電信業が計画経済の遺産とも言える政府と企業との関係をいまだに引きずっていることなどを挙げ、さらに電信法や価格制度など制度の不備がさらに商用化を遅らせる要因となっている。

第5章

中国の携帯電話端末産業では、競争の激化とともに製品開発が競争の焦点となっている。先発する外資系企業と比べて後発の地場企業は開発の経験に乏しく、その差は学習効果を伴うことで後発性の不利益をもたらしている。地場企業は、川上産業の発展による技術的下支えや後発性の利益を活かしながら、自社設計による製品差別化を推し進めることでこの不利益を克服しようとしている。しかし、地場企業の優位性を一層発揮する必要があるなど課題も残されている。

第6章

技術導入・吸収及び開発は、後発国である中国がとりわけ石油産業を進展させ、先進国に追いつくための重要な選択である。

中国が改革・開放段階に入って以降、中国石油企業は上下流分野における技術導入を積極的に推進してきた。その一方で、国情や企業・現場の実情に合わせ、既存設備・技術の改造・改良と結合した技術導入にも取り組み、より効果的に技術吸収・開発に努めてきた。

そうした中で特に石油企業は、技術導入 吸収・改良 技術設備の輸出 合併事業 開発というプロセスを経て、技術導入・吸収・開発を進め、探鉱開発の強化並びに精製能力の増強に寄与してきたといえる。

しかし、今後中国石油産業を展望する時、「持続可能な発展」を維持・継続していく為に企業ベースの自主開発に力を入れることが課題となろう。

6. ロシアの経済環境の変化と対ロビジネス

本報告書は、本調査研究のために立ち上げた「ロシア・極東地域経済研究会」において研究会を構成する各委員が全体のテーマに沿ってそれぞれの専門分野から報告した内容を中心にとりまとめたものである。また、研究会でカバーできなかった一部のテーマ（ロシアの WTO 加盟問題、エネルギー産業など）については外部の専門家に原稿執筆をお願いした。本報告書は全 9 章で構成されている。各章で取り上げたテーマと報告の概要は以下のとおりである。

（1）プーチン後継問題と政権の体質

ロシアでは 2008 年 3 月に大統領選が予定されている。この大統領選に向けてロシアではプーチン三選論が 2004 年から 05 年にかけて非常に盛んになったが、その後三選論は下火になっていった。ロシアの権力集団は、2000 年から 02 の時期には旧勢力（民主リベラル派）と新勢力（ペテルブルグ派）が対立軸であったが、ユーコス社つぶしによって民主リベラル派は下院からほぼ一掃された。これに代わる対立軸として 2004 年春以降、登場したのが「シロビキ」と「リベラル」である。現在、有力な後継大統領候補と見なされているのは、メドベージェフ第一副首相とイワノフ副首相であるが、前者の基礎的な支持サークルはリベラル派であり、後者の支持サークルは広義のシロビキおよびモスクワ経済界の一部である。本命候補とされる 2 人の政治資産を比較してみると、軍、情報機関、治安機関、外交面ではイワノフが一方的優位に立ち、一方ビジネス界ではメドベージェフが優位に立っている。どちらを選ぶかは、結局ロシアの政治にとって 2 つの分野のどちらを第一義的と考えるかにかかっているが、ロシアの政治・外交エリートの多くは両者の間の選択としてはイワノフを選ぶであろう。

（2）ロシアの WTO 加盟と WTO 加盟がロシア経済・産業に与える影響

ロシアの WTO 加盟交渉は 2007 年度中にも完了する見通しである。現時点で概略明らかとなったロシアの加盟条件を検討してみると、ロシア経済・産業は、当面は WTO 加盟リスクの多くを回避しつつ、加盟のメリットを享受することに成功すると推測できる。

しかし同時に、自由化リスクを回避する結果、得られる自由化メリットも小さくなりそうである。加盟の長期的な影響は、プーチン後のロシアの政権がどのような経済理念に従うものになるかに大きく依存するであろう。

（3）ロシアの戦略産業の現状と今後の行方 - エネルギー産業を中心として

プーチン政権は、90 年代の混沌とした政治経済状況から脱するために、中央集権的な「強い国家」創設を目指した。政治・財政制度を変更し、中央の指令に地方が従うシステムを構築した。また、石油価格の高騰などによりロシア経済は急成長し、財政収支は黒字を維持し、外貨準備も世界第 3 位となった。経済的にも産業政策を

実施できる環境が整い、国家主導の戦略的産業創設に着手し始めた。戦略的産業の運命は如何に。ロシアは社会主義に戻るのか、世界中から注視されている。

プーチン政権は、ロシア国家を強化・安定させる上で、同エネルギー部門を最も重要な産業として位置付けている。地下資源法が実現するか、しないかにかかわらず、今後、エネルギー分野に関しては、ロシア政府がコントロールを強化する方向にある。その対象は、鉱区の探鉱・開発のみならず、パイプラインや鉄道などの輸送分野にも及ぶ方向にある。PSA も完全否定ではないが、ロシア側が自前で出来ない場合のみ認定するなど、限定的な扱いになる。

政治とビジネスは密接に絡まっている。大規模プロジェクトになればなるほど、その傾向が顕著。エネルギー分野で外国企業がマジョリティシェアをとることは不可能なので、ロシア側で実施主体者が決まるまでは静観することも一方法。戦略的産業政策が明確化されたことは、対口直接投資に悪影響を与えるものではない。逆に、投資ルールがはっきりしたことにより、接收リスクの怖れはなくなり投資しやすくなったといえる。

(4) ロシアのエネルギー産業の現状と資源外交の行方

ロシア連邦政府は自国の石油・ガス産業を、自国の経済発展の牽引役、国際エネルギー市場での自国のプレゼンスを高める手段と認識している。1999 年以降、高油価を背景にロシアの GDP は順調な成長を続けている。石油・ガス輸出はロシア経済を支える柱であり、ロシア政府は莫大な石油・ガス収入を自国経済の多様化・高度化に利用すべく、石油産業への課税強化および安定化基金創設を実施した。また、「戦略的石油・ガス鉱区」にはロシア企業の過半数出資を義務付ける等、「外資制限」の動きが最近顕著に見られる。

1991 年のソ連解体を契機にロシアの石油・ガス産業の再編成が行われてきた。2007 年 2 月現在、ルクオイル、ロスネフチ、TNK-BP、スルグトネフチェガス、ガスプロムネフチ（旧シブネフチ）、ガスプロムが主要な企業となっている。2006 年 8 月に破産が決定されたユコスの残存資産（子会社群）の取得を巡り、国営企業ロスネフチとガスプロムの競合が展開されるであろう。これら両社はロシア石油・ガス産業のさらなる再編成の主役であるといえる。

石油・ガスはロシアにとって国際エネルギー市場での自国のプレゼンスを高める重要な手段であるが、石油・ガスは輸出されて始めてロシアの利益となって還元される。ロシアは欧州とはエネルギー貿易を通じた相互依存関係にあり、ロシアにとって欧州の輸出市場としての重要性は将来においても不変である。また、将来的な課題としてロシアは石油・ガス輸出市場の多角化を目標に掲げている。ここで有力な新規市場の候補となるのは中国を始めとする北東アジアである。

(5) ロシア銀行の現状

プーチン大統領が国家評議会幹部会で指摘したとおり、過去数年、ロシアの銀行は急速に発展し、国民経済におけるプレゼンスを増しつつあるが、諸外国に比べま

だ満足すべき水準にはない。ズベルバンクが圧倒的な存在感を保ちつつも次第にシェアを低下させていること、国が支配する少数の大銀行による寡占状態が存在すること、外国資本が積極的に進出していること、が最近のロシアの銀行部門の特徴である。日本の大手銀行も営業展開を開始した。

(6) ロシア中堅企業の最近のビジネス動向

2006年、ロシアの鉱工業生産は前年比3.9%増と前年並みの成長であったが、GDP成長率は、前年比6.7%増と8年連続の高成長を記した。このようなロシアの好景気を受けて、日本企業のロシア市場に対する関心は急速に高まっている。モスクワ日本商工会の加盟企業数も、昨年末に150社を超えた。

2006年度は、ウラル地方にあるチェリャビンスク州で9社を訪問した。ウラル地方はロシアの工業生産高の30%を占めるロシア最大の工業集積地帯である。特に、チェリャビンスク州は、製鉄業においては、ロシア国内で中心的な位置を占め、国内の粗鋼生産の25%、圧延鋼材の22%、鋼管の20%を生産している。

2006年度のコンサルテーション事業の対象企業としたテプロプリボール社もグループ内の売り上げの43%が鉄鋼業向けであった。また、テプロプリボール社を含む9社のうち、5社が鉄鋼業に深い関係を持つ企業であった。これら企業の近年の好調な業績の背景には、ロシアにおける鉄鋼業の再生がある。

しかし、2005年のロシアの粗鋼生産量は6,620万トンと対前年比2.2%の伸びにとどまった。鉄鋼業の設備投資は近年、大幅に伸びてはいるものの、ロシアの鉄鋼業は、依然、資源およびエネルギー多消費型にとどまり、設備更新が遅れている。そのため、品質上の問題も多く、価格競争力の面でも問題があるといえよう。また、設備の近代化とともに、省エネ設備や環境対策設備の導入も必要不可欠である。

ロシアの鉄鋼業界において、大規模な設備更新需要が生まれる可能性は極めて高いが、鉄鋼業の中心であるチェリャビンスク州における日本企業のプレゼンスは、非常に小さい。同州の主要産業である鉄鋼業が近い将来に必要とするのは、省エネ、省資源のための技術という、日本が最も得意とする分野である。したがって、今後の日本とチェリャビンスク企業の協業の可能性は、非常に高いといえよう。

(7) 最近のロシアにおけるビジネス関連法の整備状況

2006年においては、外為規制の大幅な緩和がなされ、ほとんどの規制が撤廃されたが、未だに制限的な規則が残っている。

新反独占法が作成されたことに伴い、買収・合併規制の新しいルールが導入され、独禁法上の手続きを必要とする行為の範囲が狭くなった。また、支配的地位の定義について、より具体的なルールが作成された。

税務規則については、納税者の便宜をはかるために、今まで、税務当局と納税者の間の紛争の種となっていた規定について、その文言をより明確に整理した。

また、公開株式会社の支配権の移転に際して、株主の権利を保護するために、公開株式会社の大量株式の取得について特別のルールが作成された。今後、一定の割

合以上の株式を取得した者は、他の株主から株式を買うことが義務付けられることとなった。

(8) ロシア極東地域の現状と今後の課題 - 連邦政府の極東政策は具体化するのか
ロシア極東連邦管区(以下、極東地域)の貿易(2005年)は輸出が資源輸出を中心に前年比42.3%増の65億ドル、輸入もサハリン関連の機械設備を中心に同92.8%増の58億ドルと大幅に増加した。貿易(輸出入)を国別にみると、2004年以降、サハリンプロジェクトの進ちょくにより、日本が中国を抜いて最大の貿易相手国となっている(ただし、輸出は中国向けがトップ)。また、ロシア極東地域への外国直接投資もサハリンを中心に引き続き非常に活発で、ロシア連邦への外国直接投資総額の30%が極東地域向けである。

一方、連邦政府の「極東地域政策」としては、現在、1996~2005年特別プログラムを期間延長した「1996 - 2005年及び2010年までの極東ザバイカル地域経済社会発展特別プログラム」が実施されているが、連邦政府は、これまでプログラムへの支出が不十分であったとの反省に立ち、2006年の極東開発予算として前年度の3倍強に当たる170億ルーブルを計上したと発表している。連邦政府の特別プログラムのほかにも、2012年のウラジオストックでのAPEC開催に備えた「沿海地方2007 - 2020年発展プログラム」が沿海地方知事より提案されており、こうしたプログラムや構想が、極東地域における新規雇用創出と人口減少傾向に歯止めをかけるための起爆剤となることが期待されている。

(9) 北陸地域における対ロビジネスの変化と課題

好調なロシア経済を反映して、北陸地域の対ロビジネスは貿易を中心に着実に伸びている。貿易は、2006年上半期に輸出超過型へ転換した。ただ、企業展開にはまだ逡巡が見られるが、最近、ロシア市場への関心が高まりつつあることも事実である。今後、北陸地域として、また北陸企業として対ロビジネスを進めるためにはリスクと困難を予見し、冷静に行動することが望まれる。例えば、企業は定時的に現地に赴き、自らの目で現地の変化とニーズを把握し、行動することが肝要であろう。

7. EU 統合の深化・拡大と欧州産業再編の新展開

第1章 「EU 統合と欧州産業再編の新展開」

1980年代後半に、欧州市場統合への備えから始まったヨーロッパ企業・産業の再編の動きは、冷戦終焉・社会主義崩壊を受けて活発化した。その後、東西欧州の融合が進みようやく巨大市場の「成熟」が実現するにいたったが、これを受けて2005年以降、産業再編は著しく加速化した。新たな時代の到来を前に、EUは開かれたビジネス・フレンドリーの産業政策を堅持する構えであり、2002～04年には「拡大ヨーロッパにおける産業政策」を策定した。激しい構造変化に対応して、競争力引き上げのための具体的な「構想」を特定し、脱工業化(サービス化)への展望を明らかにするものである。

第2章 「EU 産業・貿易構造の再編成とM&A」

1990年代以降のEC域内市場統合、通貨統合・ユーロ創設や金融・資本市場の統合化、EUの東方拡大の流れなどの中で、「EUの深化と拡大」と連動した多国籍企業活動のグローバル化の展開によって、EU加盟諸国相互の直接投資、特に携帯電話、電力、銀行などの分野でクロス・ボーダーのM&A(企業の合併・買収)や戦略的提携(ストラテジック・アライアンス)が著しく活発化し、欧州産業のダイナミズムと再編成を急速に加速させた。その結果、最近の5年間だけを見ても、EU25・EU15の海外直接投資構造面でいくつかの構造変化と特徴点がみられた。

第3章 「EU 拡大と欧州自動車産業の再編」

欧州自動車産業は、1999年のユーロ導入後も、生産、輸出規模で世界一を確保しているが、欧州自動車メーカーは主要の西欧市場の停滞、ユーロ高による日本・韓国車からの競争激化のため、収益が低下している。米国への再進出、排気ガス・燃費、安全などの規制への対応に莫大な費用が必要なため、PSAなど欧州量産自動車メーカーは、生き残りのために、既存の提携強化、新規提携先の模索を行わざるを得ない。

第4章 「2000年代初めにおけるEU銀行・資本市場の再編」

2000年代はじめの欧州の銀行再編は、ナショナルチャンピオン銀行創設、新規市場の展開、地場小口金融への集中を軸に進んでいる。証券分野では、2007年11月施行の金融商品市場指令を展望し、グローバルな技術革新を背景に私設取引システム運営会社の設立と証券取引所の統合が共存している。そこには統合市場の証券流動性増大と費用の節減という課題のもとで顧客注文の変化に対応する市場間競争と戦略の進展が見てとれる。

第5章 「知識産業の日EU比較分析」

国際競争力の強化という共通政策目標の前に、共通社会政策がその輝きと力を失い、リスボン宣言に言う「知識社会」という言葉に吸収され、社会憲章が期待した雇用の確保という政策目標は研究開発能力に優れる人材を集めた知識産業のさらなる発展・

拡大によって実現されることとなった。そのためには、より多くの研究者が企業に向かうよう、知識労働者の流動性を高める方向に労働環境整備がなされなければならない。2005年3月にEU委員会が公表した「EU研究者憲章及び研究者雇用ガイドライン」がその方向性を示した。日欧の知識産業を産業連関表を用いて類型化し、EUの知識産業がより海外志向が高く、輸出競争力に優れていることを示した。

第6章 「EU新規加盟国の農業と農業政策

～ルーマニア、ブルガリア農業の現状と課題～

2007年1月EUに加盟したルーマニアとブルガリアの農業は、EU市場に適合し、EUの農業市場の中で生き残っていくうえで、多くの課題を抱えている。最大の課題は両国の零細な農業構造の解消である。両国の農家構造は極めて零細な農家が大部分を占めている。こうした農家構造は社会主義政権時代に国家が接収した農地を元の所有者に返還したことに根ざしており、その解決には相当な時間がかかることが予想される。今後農地の売却やリースによる集約を通じて大規模農家を育成していくことが最も重要な政策となろう。これと並行して「有機農業」「エネルギー作物」など今後有望と見られる分野の拡張を図っていくというのが、両国における農業政策の基本的なスタンスになるとみられる。農地台帳の整備など、EUの共通農業政策(CAP)を実施するためのインフラ整備も重要である。

第7章 「EU拡大と日系企業の動向」

在欧日系企業はEU拡大を概ね肯定的に評価している。EU拡大にあたっては、製造・販売拠点の増強・新設が行われたが、中・東欧での新設の動きがみられた一方で、西欧製造拠点は新設ではなく、既存拠点の増強が中心だった。自動車、電気・電子機器の分野では製造拠点が中・東欧へシフトしたが、中・東欧への進出は両分野を中心にEU拡大後も続いており、中・東欧の製造拠点としての重みが増している。

第8章 「拡大EUの海外直接投資構造の実態と特徴

過去5年間の構造変化を検証する

1990年代以降のEC域内市場統合、通貨統合・ユーロ創設や金融・資本市場の統合化、EUの東方拡大の流れなどの中で、「EUの深化と拡大」と連動した多国籍企業活動のグローバル化の展開によって、EU加盟諸国相互の直接投資、特に携帯電話、電力、銀行などの分野でクロス・ボーダーのM&A(企業の合併・買収)や戦略的提携(ストラテジック・アライアンス)が著しく活発化し、欧州産業のダイナミズムと再編成を急速に加速させた。その結果、最近の5年間だけを見ても、EU25・EU15の海外直接投資構造面でいくつかの構造変化と特徴点がみられた。

8. ブラジルの対外経済関係

ブラジルはロシア、インド、中国とともに BRICs として総称され、人口が多く経済成長が期待できる国として注目を集めている。

日本では 1980 年代の高いインフレ、通貨の切り下げ等の影響による負のイメージが残るが、近年は再び脚光を浴びている。その主な理由は、国内経済が好調で消費市場が発展していること、資源供給大国としての地位が高まり、資源供給をブラジルに依存する期待が大きいこと、石油・天然ガスの自給が可能な国となっていることなどがあげられる。

そこで、ブラジル経済好調の要因と成長持続のための課題、資源型産業分野の事例研究、注目すべき相手国との対外経済関係、および最近の貿易、直接投資の分析を行った。

本報告書は次の 5 部構成となっている。

1. ブラジルが今後も安定した成長が可能であるのかに着目し、成長を阻害する可能性のある課題を「ブラジル・コスト」として捉えた分析を行なっている。

近年のブラジル経済は、インフレ抑制に成功していること、輸出が好調であること、外貨準備高が増加し対外債務の返済能力を高めていること等、高い評価を得ている。

一方、早急に取り組む課題として「ブラジル・コスト」の問題をあげている。ブラジル・コストとは、政府の複雑な行政システム、インフラ整備が不十分であることによる企業活動の悪影響、税負担を軽減させる政府への取り組みが必ずしも企業が満足する効果を生んでいない状況に関係している。そのうち、税制に関わる諸問題やドル安レアル高による為替レートの慎重な運用と企業の国際競争力強化の政策との整合性が重要と指摘している。(第 1 章 「ブラジル経済の課題は、インフレ抑制と成長の両立」)。

2. 事例として、世界有数の鉄鉱石の産出国で輸出国でもある鉄鋼関連産業を取り上げている。鉄鋼業の世界再編成が進むなかで、ブラジルの ACETIA のアルセロール(当時)の買収を通じ、世界最大手のミタルは中南米地域でも最大の生産拠点となった。ブラジルが鉄鉱石の供給国であることも、世界の鉄鋼業界の再編に影響を与えていることを指摘し、生産者のリオドセの鉄鋼メーカー投資拡大をとりあげている。日本の鉄鋼メーカーによる同社等との関係強化に動いており、ブラジルがメキシコと並び鉄鋼需要の拡大が期待できるとしている、(第 2 章 「ブラジル等の中南米諸国における鉄鋼産業再編成動向」)

3. ブラジルの対外経済関係～特に他の BRICS 諸国との関係のうち、関連統計とともに、次の点を探り上げている。

- 1) 「中国のブラジルへの経済進出をめぐる問題点」

- 2) 「ブラジルの対インド・南アフリカ共和国との関係」
 - 3) 「インド市場開拓への南米・米国大豆業界との連携」
- 4 . ブラジル側および主要相手国側の統計をもとにした近年におけるブラジルの貿易と直接投資の動向を分析している。
- 1) 2006 年のブラジル貿易は、輸出 (1375 億ドル)、輸入 (913 億ドル)、通関黒字額 (461 億ドル) が、いずれも過去 10 年間での最高額になっている。
輸出相手先は米国が最大であることに変わりがない。アルゼンチン、中国向け輸出が好調で、アルゼンチン向け輸出は初めて 100 億ドルを超えている。
品目別では、鉄鉱石 (895 億ドル)、原油 (690 億ドル)、砂糖 (617 億ドル)、大豆 (566 億ドル) と上位 4 品目は原燃料で占めている。
世界貿易全体に占める割合が高いのは、大豆 (世界貿易の 36%)、鉄鉱石 (同 27%) である。
注目される燃料用エタノールは、前年比 110% 増の 14 億ドルで、米国向けが 52% を占めている。
 - 2) 2005 年のブラジルの対内直接投資額は 215 億ドル (前年比 6% 増)。前年に比べ、増加が著しいのは、同 220% 増の日本 (46 億ドル)、26 倍増のメキシコ (17 億ドル) 84 倍増のベルギー (7 億ドル) である。
業種別では、サービス業が 60% を占め、企業向け役務サービス業 (14%)、小売業 (10%)、通信業 (9%) が上位にある。
- 5 . 巻末にブラジルの経済指標、直接投資、貿易を把握できる統計を掲載している。

9. 地球温暖化とCO₂の発生

第1章 地球温暖化

世界各地での異常気象は地球温暖化に伴うものとみられている。人間の活動が活発になるにつれ「温室効果ガス」が大気中に大量に放出されると、日射エネルギーと熱放射エネルギーのバランスが崩れ気温が上昇し地球温暖化が進む。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）は地球温暖化は人間の活動である可能性が強いと強調している。地球温暖化の影響は多様で、水不足・水被害、絶滅種の増加、沿岸地域の水没などが挙げられる。

第2章 世界の二酸化炭素発生の状況

世界規模でCO₂が発生し、地球を温暖化させる主因になっている。世界最大のCO₂排出国は一貫して米国だが、その対世界シェアは低下してきている。第2位は中国で、以下ロシア、日本と続く。世界GDPあたりCO₂排出量は71年比で大幅に低下しているものの、世界全体の排出量は減っていない。

第3章 もうひとつの脅威：資源枯渇

CO₂増加の影響と表裏一体である生活水準向上に伴う資源枯渇を論じる視点にエコロジカルフットプリント(EF)がある。EFとは、「世界が必要とする資源(穀物・飼料・木材・魚及び都市部の土地)を提供し、二酸化炭素の排出を吸収するために必要な土地の面積である」。EFで示す面積と実際の面積を比較することによって環境負担と資源消費水準の持続性を比較することができる。この指標によると、世界全体のEFは1980年代には既に環境容量を上回っており、2000年現在20%超過している。世界中の人間が米国並みの生活水準となったら、地球は5.3個また日本並みでは2.4個必要になる。

参考資料として、環境関連貿易のうち、貿易量が大きく太平洋地域で活発化している再生資源貿易の統計をまとめた。再生資源貿易の特徴や構造については前年度の報告書に詳しく報告しているので、その内容との重複を避け、本報告書では最新時点までの貿易動向の表を整理したものを収録している。

10. 海外における中小企業政策に関する調査研究

1. 調査の目的

多くの国々において、中小企業が国民経済に寄与する役割は高く評価されており、活力ある中小企業の存在が当該諸国の経済力の多くを反映していると言っても過言ではない。また、そうした中小企業を支援・創出するための政策も多くの国々で実施されており、現代では中小企業政策は国が実施する経済政策、産業政策などのなかで最も重要な政策の一つである。

このような問題意識の中で主要 6 カ国（米国、カナダ、英国、フランス、ドイツ、イタリア）についての中小企業施策を調査、それらを我が国の中小企業政策担当者が新たな中小企業政策を立案、実施するうえでの基礎資料並びに中小企業研究の参考とすることを目的に実施した。なお、当研究所において本件に関する調査は 2002 年に引き続き、今回で 2 回目になる。

2. 調査結果の概要

国際比較が可能となるよう、項目を統一して表に取りまとめている。
各項目は次のとおりである。

1. 制度の概要

- (1) 中小企業の定義の有無とその根拠
- (2) 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態
- (3) 中小企業関連法
- (4) 中小企業政策の立案と実施
- (5) 中小企業政策における財政支出
- (6) 中央政府と地方政府の役割分担
- (7) 中小企業政策の政策評価

2. 個別の中小企業政策

- (1) 金融
- (2) 税制
- (3) 情報提供・人材育成・環境・相談・アドバイス・その他
- (4) 既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援
- (5) 創業・ベンチャー支援
- (6) 中小企業に係わる公正な取引の推進、市場の整備
- (7) 地域中小企業政策
- (8) 中小企業の国際化支援
- (9) 中小企業に関する雇用・労働対策
- (10) 中小企業の組織化およびネットワーク化への支援
- (11) 小規模企業対策

(12) マイノリティー・女性に関する支援

(13) セーフティーネット

11. ASEAN 諸国および日本における中小企業施策

1. 調査の目的

ASEAN 各国（10 カ国）の中小企業施策について情報収集を行い、各国の施策が国際比較できることを目指す。さらに、日本の中小企業施策が ASEAN 諸国の施策に役立つとの考えに基づき日本の施策を紹介する。

2. 調査結果の概要

報告書は 2 編からなる。

第 編 ASEAN 諸国の中小企業施策

第 編 日本の中小企業施策

第 編ではインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアの中小企業施策について以下の項目の調査を行った。

. 制度比較の概要

- (1) 中小企業の定義の有無とその根拠
- (2) 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態
- (3) 中小企業関連法
- (4) 中小企業政策の立案と実施
- (5) 中小企業政策における財政支出
- (6) 中央政府と地方政府の役割分担
- (7) その他

. 個別の中小企業政策の比較

- (1) 金融
- (2) 税制
- (3) 情報提供・人材育成・環境・相談・アドバイス・その他
- (4) 既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援
- (5) 創業・ベンチャー支援
- (6) 中小企業に係わる公正な取引の推進、市場の整備
- (7) 地域中小企業政策
- (8) 中小企業の国際化支援
- (9) 中小企業に関する雇用・労働対策
- (10) 中小企業組織およびネットワークへの支援
- (11) 小規模企業対策
- (12) マイノリティー・女性に関する支援
- (13) セイフティーネット

(14) その他

また、各国の投資促進機関・貿易促進機関についても取りまとめた。

第 編では日本の狭義の中小企業政策に着眼し、過去の行政主導の中小企業施策の変遷に伴う立法の経緯を時系列にそって辿る。さらに、中小企業活動を支える市場法制基盤として、金融法制、コーポレート・ガバナンス、競争法、労働法制、貿易対応の制度基盤を取り上げ、日本の過去の経験からエッセンスを引き出す。次に、アジア諸国で中小企業政策を指導する世界銀行やアジア開発銀行などの国際機関の政策志向を点検し、ロシア・東欧の移行諸国の中小企業政策の教訓についても目配りする。最後に、以上の議論を総括するなかで、アジア諸国に対して発信すべき日本モデルの性格について再考する。

本報告書は "Small and Medium Enterprise Policies in Japan and ASEAN-Member Countries" のタイトルで英文報告書も別途作成した。

平成 18 年度における「ASEAN 諸国および日本における中小企業施策」の調査は中間段階としてとりまとめたもので、引き続き調査を行い最終報告書を取りまとめる見込みである。

12. アジア地域の研究開発に関する立地環境比較と各国の優遇・支援策

研究開発活動のグローバル化の進展

グローバル化が進むなかで、企業の経営戦略～特に競争力の維持や向上のために研究開発拠点の立地・誘致やイノベーション・システムの強化が重要である。そのためには、研究開発と事業化の成否が企業存続の鍵を握っている。情報通信技術の進展は、科学技術知識の国際的な分散化を着実に進展させ、主要企業は競争力の基盤といえる技術開発力ないし研究開発能力をグローバルな視点からより強化するため、研究開発活動を国際的に展開する傾向を高めている。それは、主要エレクトロニクス企業の例からも、米国特許の発明者国籍の例などからも裏づけできる。

研究開発活動が、従来の1国のなかでの活動からグローバルに分散する時代にあつては、多様な先端領域における技術分野の研究活動も国際的に分散すること、画期的な新規技術の開発が多様な技術領域間の複合的研究開発から創出される傾向にあることも見逃せない。

また、国際的な競争優位の源泉は情報通信技術を積極的に活用しビジネスプロセスにおける内外経営資源の再編と統合をいかに合理的におこなうのかにかかっている。

このため、情報通信技術の革新や市場の急激な変化をともなうボーダーレスな競争のもとでは、ボーダーレスにともなうクロス・カルチャー的な課題を克服し、異文化シナジー効果を創出して新たなコンセプトを創出していくのが重要となる。

主要産業によるグローバル化の進展とイノベーション

グローバル化の進展とイノベーションの関係を、エレクトロニクス産業、自動車産業、組み込みソフトウェアの3分野をとりあげている。

エレクトロニクス産業は、1970年代からのASEAN諸国への生産拠点移転に加え中国への進出で、海外生産比率が高まっている。従来の海外と国内の棲み分けから、市場に近い場所での生産に加え市場に適した製品開発をねらう研究開発機能も海外展開し、研究開発拠点のグローバル展開が進んでいる。

そうした状況の中で、エレクトロニクス産業におけるイノベーションの特徴は、モジュール化による製品アーキテクチャが進んでいること、ファブレスやEMSの水平分業を推進したことにある。さらに、技術の高度化による「技術のイノベーション」と「市場のイノベーション」が同時に進行し新たな市場を生み出していることにある。デジタルカメラ市場、携帯電話が好例である。自動車におけるエレクトロニクス化の進展によるイノベーションも注目すべき点である。

組み込みソフトは、組み込みシステム製品の高付加価値化を左右しシステムに優劣を握る重要基幹「部品」である。組み込みソフトウェアの大規模化、需要が急増する

一方、国内の人材供給が十分でない課題を抱えている。このため、開発の一部を海外に委託するなどが進行し、外部委託比率は、欧米諸国が 50%以下に対し日本は 83%と非常に高い。海外に委託する背景や問題点を指摘するとともに、海外に委託することが必須の状況から、日本の企業がとるべき戦略的な対応を整理した。

自動車産業におけるイノベーションの特徴は、モジュール化とエレクトロニクス化の進展である。自動車は典型的な「インテグラル型」の製品アーキテクチャによるモノづくり能力を活かすことと、海外事業展開によるグローバル化に特徴があった。が、自動車産業では、欧米企業はアウトソーシングによる「企業間システムのモジュール化」が先行し、日本企業の「生産のモジュール化」が先行するなどの特徴があるものの、モジュール化はモジュールの開発・製造権限を部品メーカーに移管する方向への変化と自動車部品業界の世界規模での再編を進展させている。自動車におけるグローバル化の例をタイにおけるトヨタの IMV をとりあげた。

アジア地域における日本企業の研究開発拠点

日本企業におけるアジア地域での研究開発拠点の設置状況を全体像をつかむためのデータを整理し、そのうえで、代表的な事例をあげている。

アジアにおける研究開発は、現地化対応などの『開発』に中心があり、輸送機械、電気・電子機器などの機械工業と鉄鋼分野に重点が置かれている。

また、研究開発拠点の設置理由として最も多いのが『外国人ユーザーの嗜好やニーズに対応した製品の研究開発を行なうことができる』、次いで『海外の優れた人材を比較的容易に確保できる』である。このため、研究開発拠点における研究内容は、「製品技術、開発研究など実製品に近い応用分野の研究」が 7 割をしめている。ただし、その段階から徐々に領域を拡大・充実する傾向にある。研究開発拠点の研究者の国籍では日本国籍のみあるいは外国籍のみというのは少なく、外国籍研究者と日本国籍研究者が同数か外国籍研究者が過半数を超える拠点が 2/3 以上ある。

事例として、特徴的な次のものを選んでいく。

- 1) タイの二輪車開発 自動車産業が集積するタイで日系企業が二輪車開発を行なっている。さらに、開発分野が二輪車から乗用車に広がっていること。この事例は、産業集積があり、生産拠点として重要な地域に市場に即した開発を現地で行なう例として取り上げた。
- 2) ベトナムの組み込みソフト開発 ベトナムで行なわれている日系企業の「研究開発」拠点は、組み込みソフト分野が最多である。上記 1) と異なり産業集積が十分といえなくても、良質な人材を確保できることを狙った進出例として取り上げた。
- 3) シンガポールのオンラインゲーム・ソフト開発 グローバルな競争を勝ち抜くための世界戦略拠点としてシンガポールを選んだ例としてゲームソフト産業

をとりあげた。多様な人材があつまるシンガポールで「ボーダーレスにともなうクロス・カルチャー的な課題を克服し、異文化シナジー効果を創出して新たなコンセプトを創出」できるのか注目した。

研究開発拠点としての投資環境と優遇策

研究開発拠点の立地環境は、生産拠点等とくらべ単純なコスト比較ができない。

そこで、人材とビジネス活動のし易さを基準にした比較を行っている。

日系企業の進出事例から、産業集積が基礎となる拠点、良質で人材確保が目的の拠点、グローバルな競争における戦略拠点とタイプがあるので、それぞれの目的に応じた投資要件がある。グローバル競争を念頭においたビジネス活動のし易さからみると、シンガポールがアジアの中では高い位置にある。中国の評価は高くはないのに研究開発拠点の進出が著しいのは、進出目的が市場に近くユーザー対応を優先する、研究内容が実製品に近い応用研究が主体であること等を裏付けている。

研究開発の優遇策の事例として、タイ、マレーシア、シンガポールをあげた。

なお、主要国の外資系企業に対する優遇策、投資コスト比較の表は、CD-ROM に収録している。

研究開発拠点の立地と地域の課題

日本の企業がグローバルな競争に勝ち抜くこととともに、日本が研究開発拠点としての優位性を発揮するにはどうすべきなのか。

欧米企業における研究開発活動をみると、

- 1) 研究開発の国際化は進展しているが、急速な国際化は現時点ではおきていない。
ただし、欧州企業の35%が欧州以外の地域に過半数を超える研究開発要員がおり、米国企業の10%と比べ際立っている。米国が低いのは、外国籍研究者や技術者を米国内に招き寄せる「力」を反映している。
- 2) 欧米多国籍企業は重要、あるいは「真」に革新的な技術開発は国内拠点で行う傾向がある。中国やインドに研究開発拠点の進出は多いが「R&Dの成果として科学を新規に応用した技術」が中心で、ビジネス戦略と一環としての「拡張」であるなどの特徴がある。
- 3) 米国企業が途上国に研究開発拠点を設ける場合、『大学・研究機関との研究支援』を重視している。

また、多くの企業が研究開発拠点を設ける地域となるには、地域の果たす役割が大きい。そこで、米国テキサス州に研究開発企業の集積、サービス企業等の高度技能拠点が立地している状況をふまえ、州政府の高度技術クラスター育成策やインキュベータの背後にある支援のあり方、さらに研究開発型企業の立地が地域コミュニティの役割についてまとめた。

そうした状況等をふまえ、研究開発拠点としての日本の課題をまとめている。

13. 対日直接投資による効果・影響に関する調査研究

1. 調査の目的

わが国の対内直接投資は近年着実な拡大基調を示している。2006年(最新時点の11月までの累計額)は大型の撤退案件があったため、7,675億円のマイナス(ネット)となり、前年同期と比べると1兆1,919億円の減少であった。しかし、流入のみで見ると、2006年は過去最高であった2002年の4兆7,946億円を上回り、4兆9,312億円に拡大している。

本調査研究は、対日直接投資(及び外資系企業の進出)がもたらした経済的・社会的な効果や影響を具体的に分析する手法を検討し、その具体的な適用事例を提示するとともに今後の外資系企業誘致のあり方について提言することにより、対日直接投資の促進に資することを目的とするものである。

2. 調査結果の概要

本報告書は、1~3章で、日本における対内直接投資の現状を紹介し、4章以降で、対内直接投資が持つ経済効果および影響について幾つかの視点から分析した結果を報告した。

以下、各章の内容を紹介する。

1章では対日直接投資の現状を統計に基づき紹介し、さらに、製造業投資という視点から、外資系企業による工場進出の状況も紹介した。

2章は、特に近年の対内直接投資で大きなシェアを占め、また今後も拡大するとみられているM&Aについて、その動向を主要な具体例とともに紹介した。そして、M&Aが、1.ビジネス構築の時間を買う、2.シナジー効果が得られる、3.経営資産を買う(グローバル化)、4.供給を増やさない、などという特性が現在のビジネス環境に合致していることより、今後も拡大すると分析した。

3章は、外資系企業進出による経済効果・影響について、進出例を中心に具体的に事例を紹介した。

内容は、中国系企業の対日直接投資事例、構造改革特区にみる規制緩和処置が与える対内投資実績例などである。

4章は、対内直接投資の効果を、日本企業の国際競争力再生という視点から分析した。

5章は、アンケート調査に基づき、日本進出外資系企業の進出動機を分析し、さらにその進出動機からどのような進出促進策が有効であるかを考察した。

6章は、対日直接投資が主要国と比較し何故規模が小さいのか、その要因を考察した。また、経営学的視点から外国企業のM&Aが、雇用数を減少させる一方、営業利益変化率、自己資本変化率は改善し、経営パフォーマンスが良くなる傾向が確認できるという分析例を紹介した。

7章は、対日直接投資の効果・影響をどのように評価すれば良いのか、モデルを利用して計測する方法、産業連関表の逆行列を利用する方法について検討し、その適用例

を提示した。その結果、方法論は確立しており、いずれの方法を用いても産業別の影響を把握可能であることを確認した。しかし、この手法には外国企業による実際の対内投資額をどのように把握・評価するかという問題もあることを指摘している。

なお、巻末には対内直接投資統計を添付した。

14. 対日投資に係わる法務、労務問題等に関する調査研究

1. 調査の目的

わが国は、対日投資促進のため、規制緩和などこれまで多くの施策を実行してきたが、まだ種々の課題を抱えている。特に、M&A、労務など法務面で整備しなければならない課題は多い。

こうした日本の直接投資をめぐる近年の状況を踏まえて、対日直接投資の促進に係わる環境の整備等の取り組みについて、法制面及び労務面での現状と課題を中心に、考察・分析を試みる。ただし、法制面、労務面と良い取り上げるべき領域や論点が多岐にわたることから、ここでは、法制面での取り組みについては、M&Aを通じた直接投資が世界的にも日本でも多いこと、また、会社法の改正により M&A に係わる環境に大きな変化があったこと等を考慮して、今般の会社法の改正点等につき、M&A 及び対日直接投資の観点からの考察と分析を展開している。また、労務面での取り組みについては、その実情・実態等が十分には知られていないと思われる外国人の出入国管理等に係わる課題につき、海外からの人材の受け入れの促進という観点から、実務経験を踏まえた考察を行なっている。

2. 調査結果の概要

第1章「対日直接投資の現状と今後」

この章では、世界と日本の直接投資の動向と、対日直接投資の特徴、その今後の展望等についてデータに基づく考察、分析を展開している。日本に係る直接投資の状況には2つの「ギャップ」がある。一つは対内直接投資の規模と対外直接投資の規模の間に見られるギャップであり、いま一つは対内直接投資の実績と投資受け入れ国としての魅力との乖離である。

第2章「対日直接投資促進のための政策」

この章では、対日直接投資に係わる政策について、近時の「対日直接投資促進プログラム」の策定に至るまでの間の政策等の歴史的展開の過程をレビューするとともに、今後の本格的な取り組みが期待される地方自治体の外資系企業誘致政策について考察している。少なくとも現状では、地方自治体の対日投資支援サービスのメニューを見る限りでは、自治体間で大差はなく独自性に欠けるきらいがある。

第3章「会社法改正と対日投資」

この章では、「三角合併」の会社法、税法上の扱いと残された課題、「株式 TOB」をめぐる論点、外国会社を当事者とする直接合併をめぐる論点など、M&A と対日直接投資に係わる会社法等の主要なトピック、論点について考察と分析を行なっている。「合併対価の柔軟化」は、M & A にあたっての「自由度」を大きくするものであり、内・外企業による「三角合併」などが日本でも進むものと見込まれる。

第4章「労務の課題 - 海外人材の受け入れ拡大 - 」

この章では、海外からの人材の受け入れに係わる環境の整備の現状と課題について、「特に高度な人材」、「外国人研究者・技術者」、「専門的・技術的分野とされていない分野の人材」の別に、主として在留資格、在留期間等の出入国管理のあり方の観点から考察している。外国人の受け入れにあたっては、その規模や受け入れ分野などについての基本的な方針や出入国管理の体制のあり方といった国レベルでの対応のほか、居住環境をはじめとした生活全般に係る環境の整備が必要とされる。

第5章「まとめと提言」

この章では、各章での考察・分析等に基づき、その結果等を「総括」とともに、残された課題等について、「提言」という形で整理している。

- 提言 1 対日直接投資における撤退（流出）の調査・分析の充実（第1章）
- 提言 2 対日直接投資促進政策の一層の重点化（第2章）
- 提言 3 「産業クラスター」への外国企業の誘致（第2章）
- 提言 4 株主保護や企業価値を損なう買収への対応策において、法令による規制を必要最小限にして、企業などの自主的措置の活用を図る（第3章）
- 提言 5 逆三角合併の会社法上の扱いの明確化（第3章）
- 提言 6 外国親会社株式を対価とする三角合併などに関する共同事業の判断基準の法令化（第3章）
- 提言 7 外国会社株式の流動性確保のための「預託証券」(JDR)の活用（第3章）
- 提言 8 株式TOBの会社法、税法上の扱いの検討と具体策の策定を期待（第3章）
- 提言 9 株主主権とその権限の行使のあり方における企業の創意・工夫を図る（第3章）
- 提言 10 在留外国人に対する行政サービスの向上などの早期実現（第4章）
- 提言 11 高度人材の在留期間の上限見直し（第4章）
- 提言 12 再入国許可制度の見直し（第4章）
- 提言 13 「企業内転勤」の受け入れ範囲の見直し（第4章）
- 提言 14 「技術」、「人文知識・国際業務」の運用の明確化（第4章）
- 提言 15 「実務研修」中の身分の取り扱い、技能実習生に対する在留資格の新設（第4章）

15. 開発途上国の対外直接投資と対日直接投資

- 途上国企業の多国籍化と海外直接投資 -

1. 調査の目的

近年、途上国の企業が力をつけ途上国からの外国直接投資は拡大傾向にある。そこで、途上国の外国直接投資の動向について直接投資統計をもとにまとめるとともに、事例研究として途上国企業の対外直接投資の動向を分析することにある。

2. 調査結果の概要

開発途上国の対外直接投資は 1990 年代後半から増加傾向が顕著となり 2000 年に 1000 億ドルを超え、2004 年以降 2 年連続して 1000 億ドル台にある。その結果、1990 年当時は 5.5% だった世界全体の対外直接投資総額に占める割合は 2005 年には約 15% を占めている。

1. 重要性を増す開発途上国の対外投資

直接投資統計等をもとに、1990 年代後半から拡大のペースが高まっている開発途上国からの対外直接投資を分析している。

特に、対外直接投資残高が大きい香港、韓国、台湾、シンガポール、中国、マレーシアなどの東アジアからの対外直接投資が拡大していることに焦点をあてている。

香港が最大の投資国であること、東アジアにおける対外直接投資には雁行型の発展が見られること、中国の対外投資の伸びが大きく 2005 年には初めて 100 億ドルを超えたこと、業種では非製造業種の割合が大きいこと、クロスボーダー M&A が増加していることなどが特徴である。

2. 途上国からの対日投資動向を取り上げている。直接投資統計からみると、開発途上国・地域からの対日投資は少なく、2005 年末時点における投資残高が 1000 億円を超えるのは、ケイマン諸島、香港、シンガポール、台湾などである。業種も非製造業分野の投資額が圧倒的に大きい。企業数でも同様である。

事例として近年日本への進出が目立つ中国系企業、インド系医薬品企業をとりあげている。

中国系企業の対日進出は、

技術力のある製造業に関心をもち、M&A、資本参加などによる進出が目立つ

ソフトウェア、小売業などの分野で日本市場に参入を図ろうとしていること

日本での事業化への取り組みが有利である分野での参入や留学経験者による創業が目立つ

ことがあげられる。

そうした事例から、中国系企業の進出は引き続き増加・拡大するとしている。

インド系医薬品企業の対日進出は、

最近1～2年に集中し、ジェネリック医薬品市場の拡大を見越していること、

TRIPS協定の途上国に対する猶予期間が終了し、インド医薬品メーカーは、先進国のジェネリック医薬品メーカーと同様に新たなジェネリック医薬品の開発と世界市場での販売拡大が急務である。そのために、クロスボーダーM&Aなどによる海外直接投資が増えている。日本への進出もその一環であること等が指摘できる。

インド系医薬品メーカーの日本進出の課題として、ジェネリック医薬品が普及するために不可欠の「医薬品」としての信頼を勝ち取るための情報提供をどう実現していくのかにあるとしている。

3. さらに、途上国および途上国企業による対外投資動向の分析に役立つ統計を整備し掲載している。

16. 地域の発展と国際化 - 公害都市水俣市の活性化にむけて -

1. 調査の目的

2006年(平成18年)は水俣病が公式に確認されてから50年となった。これを機に東京・新潟・水俣の各地で記念行事が開催された。「水俣病の失敗に学び未来に活かしていく」ことを明らかにした。

水俣病の発生した1950年代から60年代にかけての時代背景は日本の経済成長が第1の目標とされ、住民の健康等にまで目が届かなかった時代である。そのような中で企業は十分な公害対策をすることなく、企業の成長を目指したものである。その結果各地で公害被害が拡大していったが、水俣病はその深刻さ、範囲の広さにおいて他に類を見ないほどであり、まさに公害の原点といえるものといえよう。

水俣市は50年前に名付けられた「水俣病の水俣」から生まれ変わりつつある。市民行政が一体となって再生を図る。現在では「環境の水俣」を標榜し、環境保護のモデル都市を目指している。

本レポートでは現在水俣市がとり組んでいる環境事業を核としてそれをどのように発展させていくべきか、またこのことによりいかに地域の活性化を図っていくかを展望した。

2. 調査結果の概要

第1章では水俣市の取り組んでいる環境活動について調査した。現在各地の自治体で実施されている環境活動はほとんど実行されているが、資源ごみの22分別収集、ISO14001の認証取得及び小中学校への拡大、環境水俣賞の創設等ユニークな活動も多い。

第2章ではエコポリスみなまたの理念及び、現在集積している企業群について調査した。

第3章では環境水俣賞について述べた。水俣賞は一自治体が世界を相手に環境活動を顕彰するという画期的な事業といえる。ここではさらに発展させるため技術部門の導入とこれをもとにクラスター創生を目指すための提案を行った。

第4章ではこれからの産業として産業観光を中心として発展させるために現在実施されている環境活動をいかに取り込んでいけばよいかを考えた。

第5章ではヨーロッパで有名な環境都市ドイツのフライブルグの環境政策を述べた。水俣市と比較して優位な地位にあるとは言えないが、フライブルグの情報発信力に対して水俣市は大きく劣位にある。そこで情報発信としての環境水俣賞の活用を促す。

17. グローバリゼーションとイノベーション

経済のグローバル化が進む中で、産業・企業のイノベーションはどのように行なわれ、どのような方向に進むのか、日本の競争力を高めるにはイノベーションが不可欠であるとの考えに立ち、日本の主要産業の発展可能性を探るための研究会を設けた。本報告書は、研究会での活動内容を取りまとめたものである。

産業のグローバルゼーションと同時にイノベーションのあり方は、産業別に異なり、また垂直統合型の産業の相互作用がその商品の開発に大きく影響している。

そこで、鉄鋼・繊維・化学・自動車・エレクトロニクス、医薬品などに加え、金型、組み込みソフトの分野を取り上げ、個々の分野におけるイノベーションがグローバルゼーションの進展とどう係わっているのか分析をしている。

報告書の構成は次のとおりである。

1. 変貌する日本の企業のグローバルゼーションとイノベーション

次項の各産業別の議論をふまえ、次の点を強調している。

1) 機械産業を軸にすると、5層の産業構造として捉えることができる。

組み立て産業	自動車、電機、建機、精密機械、情報機械、造船 鉄道車両、ロボット、航空機
部品産業	自動車部品、電機・電子部品、各種部品
素材産業	鉄鋼、非鉄金属、化学品、機能性化学品
裾野産業(サポーティングインダストリー)	工作機械、金型、鋳物部品
ソフト産業	生産機器用組み込みソフト

2) 個々の産業の特長をイノベーションとグローバル化の視点で整理している。自動車産業と電気産業を例に紹介すると

自動車産業は、自動車の製品特性としては統合(インテグラル)型の産業である。それを可能にする設計段階から共通の理解をもつ部品産業、製品を作るのにすぐれた素材の3層のリンケージが確立している。さらに、金型工作機械とロボットの採用率も世界一高い日本の製造技術まで一貫した垂直統合型産業構造が、産業の発展に寄与している。

電器産業の場合は、組み立て製品とそれに採用される部品としてLSI等各種半導体、ディスプレイ、受動部品と、機能性化学品等の物理・化学部材の採用が多く、部品素材産業への途上国の参入を難しくしている特性がある。金型、工作

機械、各種装置のサポーターインダストリーのリンケージも自動車同様に多く、組み込みソフト等の各種ソフトウェアが必要で、5つの産業階層の地域を通じたネットワークの構築が重要である。

3) 機械産業以外の分野を生活関連産業としてとらえると、化学産業、製薬産業、食品産業、化粧品、生活用品、さらに繊維分野まで、微妙な産業のリンケージがある。これらの領域の各分野で、産業相互に関連するイノベーション、独自の発展を遂げるイノベーションとさらに国際展開が進展している。

4) 日本の企業の課題として、コア技術の日本での持続的開発・生産体制が必要とされる。その上で国際分業体制の構築が必要となる。組み立て製品の海外生産に際し部品、材料の海外生産と国内生産の棲み分けを全体最適の視点に立って、戦略・ロードマップがかかれなければならない。

この視点にたつと、インフラ、制度を含めて、日本の産業関連の単独企業ベースの部分最適を排し、全体最適を見出すことが必要である。技術をいたずらに日本が独占することではないが、安易で安価な技術移転は日本の将来を危うくする。知的財産権戦略、ブラックボックス戦略を織り込んだ技術のロードマップの構築が必要となる。

2. 主要産業におけるイノベーションとグローバル化

- (1) 鉄鋼産業
- (2) 金型産業
- (3) 自動車産業
- (4) エレクトロニクス産業
- (5) 組み込みソフトウェア産業
- (6) 化学産業
- (7) 繊維産業
- (8) 医薬品産業

3. デジタル資本主義時代の戦略的課題と競争優位

なお、1は、主要産業別の議論をふまえた総論、3は競争優位を保つための研究開発等についてまとめている。

統計データ整備と分析

1. 日本の商品別国・地域別貿易指数 2006年版

1. 調査の目的

2002年2月から始まった日本の景気拡大は5年近く続き、戦後最長となった。国内需要も個人消費の伸びは十分ではないものの、設備投資を中心に拡大し、雇用情勢も大きく改善している。こうした国内需要の伸びを反映して、輸入数量も順調に拡大していることに加え、原油価格の高騰などから2005年は輸入金額が対前年比15.7%と大きく伸びた。この結果、日本の貿易黒字は2002年以来、再び10兆円を下回り、8.7兆円となっている。一方、輸入の急増が続く米国の貿易赤字は、2005年に7,675億ドル（通関ベース）2006年には8,000億ドルを超える水準になろうとしている。そうした中において日本の貿易黒字はそれほど拡大していないが、その背景には、日本、中国、米国間の貿易構造の変化がある。

上記のような日本の貿易構造変化の実体は、金額ベースだけでは正確に把握できず、数量と価格の要因に分けて分析することが重要である。これによって地域ごとの輸出入変化がより明確となると同時に、国別の貿易構造変化などの分析が可能となる。

2. 調査結果の概要

こうした認識のもと、本報告書では、日本の品目別、地域別の輸出入の数量指数、価格指数を作成し、これらの指数を用いて日本の貿易構造を分析した。同時に、アメリカの企業内貿易構造に関して最近の動向と特性に関して定量的な分析を行った。

本報告書では、付表1として部品類も含めた機械類を中心に、機械種別に輸出入数量指数、金額指数、価格指数を掲載した。また、付表2、3にはそれぞれ商品特殊分類別、製品と主要商品分類基準別の貿易指数を掲載した。いずれも、対世界、米国、EU15、NIEs、ASEAN4、中国、東アジアの7地域別に指数を算出している。さらに、付表4には、アジア主要8ヶ国（韓国・台湾・香港・シンガポール・タイ・マレーシア・フィリピン・インドネシア）別の主要商品の貿易指数も掲載した。また暦年データは1998年～2005年を円ベースとドルベースで、四半期データは2002年～2005年を円ベースでそれぞれ示してある。

* Microsoft Excel形式の電子媒体の利用も可能である。

2. 世界主要国の直接投資統計集(2007年版)

本報告書は、1997年以降、毎年発行しているもので、2007年版は第11回目になる。世界の主要国・地域の政府・国際機関等が発行する直接投資統計をもとに国際貿易投資研究所が作成した「国際直接投資統計データベース」の中から利用頻度が高い61カ国・地域・機関のデータを抜粋、加工し掲載したものである。国際機関の統計から、世界中の国々の直接投資額や投資収益などが把握できる。一方、各国の国・地域が作成している統計から、国別、業種別、さらに国別・業種別の動向を知ることが可能である。(掲載一覧表を参照)

各国の原統計を利用する場合、原統計はそれぞれに異なったデータの徴求方法、作成基準であること等に留意する必要がある。例えば、データを調査によって徴求するものと手続(申請、届出、認可等)によって徴求するもの。データの徴求に際して法的な強制力を伴うものと伴わないもの。統計の対象が特定の業種、内容の案件に限られるものと原則として総ての案件を含むもの。実際に投資された資金の動きを示しているものとそうでないもの。単年(度)分の数値を示したものと累計の数値を示したもの。国際収支統計との統一性が図られているものとそうでないもの。米ドル・ベースのものと自国通貨ベースのものといった相違点がある。

複数の国・地域の統計を同一のベースで比較することが可能であれば、最も理想的である。しかし、各統計の性格はあまりにも多様で、これらに何らかの加工を行ったとしてもベースを統一することは不可能である。したがって、本統計集ではこうしたベース統一のための加工は行っていない。

このため、第 3章に国際比較を念頭において、国際機関の直接投資統計および直接投資関連指標、第 4章に主要国の直接投資統計を掲載している。

[掲載している表の形態について]

直接投資の各国の統計の中には様々な項目があるが、本統計集では利用頻度が最も高いと考えられる

国別表

業種別表

国別・業種別表

のみを掲載している。

、 についてはデータの収集、整合性の確保が可能である限り、最新年から10年間の時系列データを掲載している。 については過去のデータが入手されている場合でも、紙面の制約上最新年(度)のみ掲載している。

また 、 、 について同一国・地域の統計で年(度)別・累計、フロー・ストック、認可・実行等のベースの異なったデータが存在する場合は、可能な限り、いずれのベースのデータも掲載するよう努めた。なお累計、ストックは断りの無い限り各年末時点のデータである。

[形態の統一]

表の形態についても、利用の際の便宜上できるだけ統一されることが望ましい。しかし、国・地域区分、業種分類は、各統計毎にかなりの相違がある。本統計集では国・地域区分のみについて可能な範囲で形態の統一に努めたが、業種分類については原則として原統計のままとした。

1) 各統計間の国・地域の配列の統一

本統計集では、原則として国・地域の配列を次のように統一した。

・地域の配列

アジア(サブ・エリアとして ASEAN10、ASEAN5)、大洋州、北米、中米、南米、欧州(サブ・エリアとして EU25、EU15、EFTA、ロシア・CIS等)、中東、アフリカ、その他、国際機関等の順。

国数が少ない場合等はアジア・大洋州、米州等のより大きな地域区分にした。

・国の配列

地域、サブ・エリア毎に国名五十音順。但し日本、中国、香港、マカオ、韓国、台湾、米国、ロシアについては例外的に先頭に配列した。

地域の分類・配列の原則は、本統計集を作成するに当たり便宜上定めたものに過ぎない。もし原統計の内容がこの原則に従って再分類・配列できない原統計の場合は、原統計の方式に従った。また、個別の国がどの地域に属するかについても統計毎に一致がみられないという問題がある。地域毎の小計データを明らかにしている場合には、これを維持するため所属地域を原統計のままとした。但し、一部、地域区分が明らかに誤っていると考えられる場合には修正を行った。地域毎の小計データは、原統計中にデータがある場合は掲載しているが、それ以外の場合は計算不能であるため掲載していない。

2) 同一の統計における分類・配列の修正

同一の統計でも、年によって国・地域区分、業種分類が異なる場合がある。国・地域、業種の分類は最新版のものに従うが、そのため時系列データについては、整合性を持たせるため、分類の変更が行われた時点以前のデータについて、一部加算、減算を行っている場合がある。分類が根本的に変更され、加算、減算を行っても整合性が保てない場合は古い方のデータを「NA」(不詳)とした。

3) 内訳と合計の不整合

世界、地域、業種グループ等の合計値と内訳数値の計算上の合計が大きく乖離している例があるが、明らかな誤植等によるものでない限り公表値の原状のままとした。

4) 原数値の訂正等

原数値が改定されている場合は、過去にさかのぼって更新した。

[国際機関の直接投資統計]

1) IMF (国際通貨基金) 国際収支ベースの直接投資額

IMF 発行の統計資料 (IFS: "International Financial Statistics") 掲載の 183 か国を対象に對外直接投資額・対内直接投資額、対内直接投資残高および對外直接投資直接残高を掲載した。

2) OECD の直接投資額

OECD 発行の統計資料 ("International Direct Investment Statistics") 掲載の OECD 加盟各国の對外直接投資統計と対内直接投資統計を使用して、投資マトリックス形式に組み替え作表した。

3) World Investment Report の直接投資額

UNCTAD 発行の資料 ("World Investment Report") 掲載の直接投資統計より抜粋し掲載した。

4) 各国の投資収益等

国際通貨基金 (IMF) の国際収支統計資料 ("Balance of Payments") をもとに投資収益等を掲載した。

5) 直接投資関連指標

各国の直接投資の規模などを理解するために、IMF 等の統計をもとに直接投資額の対 GDP 比、投資収益率、1 人あたりの投資額、対内直接投資と對外直接投資の比率などの指標を作成し掲載した。また、直接投資に関連し、所得収支、ポートフォリオ収支、サービス貿易収支などについても IMF の国際収支統計資料より作成し掲載した。

[記号の扱い、凡例]

未詳データ、最小単位未満データ等の記号・表記も原統計毎に異なっているが、本統計集ではこれらを原則として次のように統一した。

「・・・」	最小単位未満の場合（最小単位未満またはゼロの場合も含む）
「・・・・」	空欄、記号に関する注がなく単に「-」、「・・・」等と表記されている場合またはゼロの場合
「0」	原統計において特に断り無く0が記載されている場合
「NA」	分類変更等により数値が明らかでない場合または原統計で「NA」となっている場合
「NP」	特定投資家に関する情報の公開を避けるため未発表になっている場合

[掲載統計の情報源]

掲載統計の情報源は別表-2 のとおりである。本書の 2006 年版まで巻末に掲載した「直接投資統計の解説」は本書から割愛し、別冊資料として発行する予定である。

[CD-ROM 版の作成]

本書（「世界主要国の直接投資統計集」）の全データを EXCEL 形式で収録した CD-ROM 版を作成している。

【別表-1】「世界主要国の直接投資統計集」(2007年版)に収録した統計一覧

	対内	対外	フロー	ストック	年次	備考
【国際比較統計】						
1. IMFの直接投資統計	○	○	国際収支		1996-2005	
2. IMFの直接投資残高	○	○		○	1996-2005	
3. OECD諸国を中心とした直接投資マトリックス	○	○	○		2001-2003	
同 (ストック)	○	○		○	2001-2003	
直接投資額ランキング(二国間)	○	○	○		95,2000-2003	
直接投資残高ランキング(二国間)	○	○		○	95,2000-2003	
4. UNCTAD						
直接投資統計の5年平均・構成比	○	○	○		1986-2005	
同 (ストック)	○	○		○	1996-2005	
クロスボーダーM&Aによる直接投資					2001-2005	
多国籍企業上位50社					2004	
開発途上国を母国とする多国籍企業上位25社					2004	
金融分野における多国籍企業上位50社					2004	
5. 投資収益	支払	受取	国際収支		1996-2005	
6. 所得収支	支払	受取	国際収支		1996-2005	
7. ポートフォリオ投資	支払	受取	国際収支		1996-2005	
8. 直接投資関連指標					1996-2005	投資収益率等
9. その他の関連指標					1996-2005	
【各国の直接投資統計】						
10. アルゼンチン	○			○	【最新時点】 2004	
11. オーストラリア	○	○	○	○	2005	
12. オーストリア	○	○	国際収支		2005	
	○	○		○	2004	
13. ベルギー	○	○	国際収支		2005	
14. ブラジル	○		○		2005	
15. ブルガリア	○		○		2005	
16. カナダ	○	○	○	○	2005	
17. チリ	○	○	○		2005	
18. 中国	○	○	○		2005	実行 認可・実行
19. キプロス	○	○	○		2005	
20. チェコ	○	○	○		2005	
	○	○		○	2004	
21. デンマーク	○	○	○		2005	
22. エストニア	○	○	○	○	2005	
23. フィンランド	○	○	○	○	2005	
24. フランス	○	○	国際収支		2005	
	○	○		○	2004	
25. ドイツ	○	○		○	2004	
26. ギリシャ	○		国際収支		2005	
27. 香港特別行政区	○	○	○	○	2005	
28. ハンガリー	○	○	国際収支		2005	エクイティー分

	対内	対外	フロー	ストック	年次	備考
29. インド	○		○		2005	
30. インドネシア	○		○		2005	認可
31. アイルランド	○	○	○	○	2005	
32. イタリア	○	○	○	○	2005	
33. 韓国	○		○		2005	認可
		○	○		2005	認可・実行
34. ラトビア	○			○	2005	
35. リトアニア	○	○	○	○	2005	
36. マレーシア	○	○	国際収支		2005	
	○		○		2005	認可他
37. メキシコ	○		○		2005	届出
38. ミャンマー	○		○		2006.3	認可
39. オランダ	○	○	国際収支	○	2005	
40. ニュージーランド	○	○	○	○	2006.3	実行
41. ノルウェー	○	○	○		2004	
42. パキスタン	○		○		2006.6	
	○			○	2004	
43. ペルー	○			○	2005	認可
44. フィリピン	○		国際収支		2005	
45. ポーランド	○		○	○	2004	
46. ポルトガル	○	○	○		2005	届出
47. ルーマニア	○			○	2005	
48. ロシア	○		○	○	2005	
		○		○	2005	
49. シンガポール	○		○		2005	約束額
	○	○		○	2004	
50. スロベニア	○	○		○	2005	
51. 南アフリカ	○	○		○	2005	
52. スペイン	○	○	○		2005	実績額
53. スウェーデン	○	○	○		2005	
54. スイス	○	○	国際収支		2005	
	○	○		○	2004	
55. 台湾	○	○	○		2005	認可
56. タイ	○		国際収支		2005	
	○		○		2005	
57. トルコ	○		○		2005	エクイティー分
58. 英国	○	○	○	○	2005	
59. 米国	○	○	○	○	2005	
60. ベトナム	○		○		2005	認可
		○		○	2005	認可
61. 日本	○	○	国際収支		2005	
	○	○	○		2004	届出
	○	○		○	2005	
[参考資料]						
62. 各国の対米ドル換算レート (期末、期中平均)					1996-2005	

【別表-2】「世界主要国の直接投資統計集」(2007年版)掲載統計の情報源

国名	資料発行機関
アルゼンチン	Investment Promotion Agency (ADI)
オーストラリア	AUSTRALIAN BUREAU OF STATISTICS (ABS)
オーストリア	Oesterreichische Nationalbank (OeNB)
ベルギー	Banque Nationale de Belgique
ブラジル	Banco Central do Brasil (BCB)
ブルガリア	BULUGARIAN FOREIGN INVESTMENT AGENCY (BFIA)
カナダ	STATISTICS CANADA
チリ	Chile Foreign Investment Committee
中国	中国商務省
キプロス	Central Bank of Cyprus
チェコ	Czech National Bank (CNB)
デンマーク	Danmarks Nationalbank
エストニア	Enterprise Estonia (EAS)
フィンランド	Bank of Finland
フランス	Banque de France
ドイツ	Deutsche Bundesbank
香港特別行政区	Census and Statistics Department Hong Kong Special Administrative Region People's Republic of China
ハンガリー	National Bank of Hungary
インド	Department of Industrial Policy & Promotion
インドネシア	Bank Indonesia
アイルランド	Central Statistics Office Ireland
イタリア	Bank of Italy
日本	財務省、日本銀行
韓国	Ministry of commerce Industry and Energy, The Export-Import Bank of Korea
ラトビア	Bank of Latvia
リトアニア	Bank of Lithuania
マレーシア	Malaysian Industrial Development Authority (MIDA), Central Bank of Malaya
メキシコ	COMISION NACIONAL DE INVERSIONES EXTRANJERAS
ミャンマー	Central Statistical Organization (CSO)
オランダ	De Nederlandsche Bank (DNB)
ニュージーランド	New Zealand's official statistics agency
ノルウェー	Norges Bank
パキスタン	State Bank of Pakistan
ペルー	PROINVERSION Private Investment Promotion Agency
フィリピン	Central Bank of the Philippines (CBP)
ポーランド	Polish Agency for Foreign Investment (PAIZ)
ポルトガル	Banco de Portugal
ルーマニア	NATIONAL BANK OF ROMANIA (NBR)
ロシア	国家統計委員会
シンガポール	Singapore Department of Statistics, Ministry of Trade and Industry Singapore
スロベニア	Bank of Slovenia
南アフリカ	South African Reserve Bank (the SARB)
スペイン	MINISTERIO DE INDUSTRIA TURISMO Y COMERCIO
スウェーデン	SVERIGES RIKSBANK
スイス	Swiss National Bank
台湾	經濟部投資業務処 (投資審議委員会)
タイ	The Board of Investment of Thailand (BOI), Bank of Thailand
トルコ	TURKISH PRIME MINISTRY State Planning Organization
英国	The Office for National Statistics (ONS)
米国	Bureau of Economic Analysis (BEA)
ベトナム	Ministry of Planning and Investment

3. ITI 財別国際貿易マトリックス(および付属表) ~2006 年度~

ITI 財別国際貿易マトリックスは次の 2 冊からなる。

- 1 . ITI 財別国際貿易マトリックス(2006 年版)
- 2 . ITI 財別国際貿易マトリックス 2006 年版(付属表)

2006 年版は、最新時点の 2005 年の貿易データの利用が可能である。

「ITI 財別国際貿易マトリックス」(以下「マトリックス」と呼ぶ)の作成にあたり、考慮した点は次のとおりである。

第 1 は最新時点のデータ利用ができるマトリックスを作成すること。公表が早い主要国の電子媒体データを活用することで、最新時点の表の作成を可能にする。年次データの場合、翌年の 6 月~7 月頃に作成できることを目指している。

2006 年版に使用した貿易統計は 52 개국・地域数のデータである。IMF の統計書 IFS (International Financial Statistics) 2006 年 8 月号掲載の世界貿易額と、52 개국・地域の統計データをもとに作成したマトリックスの貿易総額と比べると、IFS 掲載の輸出総額の約 90.7%、輸入総額の約 85.3%に相当している。

また、2005 年の貿易額をもとに、貿易額が大きい国(地域)の順に並べ上位 30 개국を比較すると、マトリックスの作成対象国に含まれていないのは、輸入国の上位国ではアラブ首長国連邦、輸出額の上位国ではサウジアラビアとアラブ首長国連邦だけである。

なお、貿易額が上位 50 位以内にある国でマトリックスの作成対象国でないのは、輸入国ではサウジアラビア、イスラエル、イラン、ベトナム、パキスタン、輸出国ではイラン、アルジェリア、クウェート、イスラエル、ナイジェリア、ベトナムである。

そうした国々の貿易データを活用できるようになれば、マトリックスの作成に活かしていく方針である。

第 2 は、時系列データの利用を可能にすること。最新時点だけでなく複数年次のマトリックスを作成する。毎年、継続的に作成することを目標に多時点間の比較ができることを目指している。2006 年時点における利用可能な時点は、1999 年以降の 7 時点である。

ただし、過去に遡るほど、電子媒体で利用できる国/地域が限られるので、1998 年以前のマトリックスの作成を予定していない。

第 3 は、輸出入総額だけでなく、財別・品目別のマトリックスを作成すること。各国・地域の貿易統計が HS 関税分類に準拠しているため、HS 関税分類に基づいた品目

別のマトリックスを作成する。

そのうえで、できるかぎり多くの品目のマトリックスが作成できることを目指している。

2006年版では、総額を含む68品目を作成している。そのなかには、HS分類の体系によらないIT関連財、その部品（「IT関連部品」）などがある。

今後は、世界貿易や日本の貿易の分析、日系企業の海外事業活動の分析に役立つ品目を増やし充実させていくことが課題である。

第4は、利用目的に応じて使い勝手の良いマトリックスに組換えて使用できること。そのために、世界の国・地域を網羅した「基本表」を作成する。そのうえで、目的に応じて国・地域を集約することで、利用目的に合致した小型のマトリックスに集約する。例えば、拡大EU（25カ国）に焦点を当てた表、中東産油国に焦点をあてた表などの作成である。

なお、「ITI財別国際貿易マトリックス」（2006年版）の統計書では、先の「基本表」から東アジアを中心に国・地域を選び、本書の用紙サイズに集約した表を掲載している。

第5は、貿易マトリックスの表に加え、さまざまな付属表を作成すること。付属表とは、マトリックスの表の中から特徴的なものを抜き出した表を指す。その中には、マトリックスのセルの中から貿易額が大きいものを選び出した「二国間貿易表」、特定の国・地域に注目し、当該国と他の国との関係を抜き出した「特定国貿易表」、財別に分かれている表から特定のセルを選んで作成する「品目別表」などがある。

「ITI財別国際貿易マトリックス - 付属表」（2006年版）の統計書には、これらの付属表のうち、多くの方の関心がある表を選び収録している。

第6は、電子媒体での利用が可能にするため、CD-ROM版を制作すること。ITI財別国際貿易マトリックスおよび付属表のデータはEXCEL形式で作成している。このため、電子媒体での活用を図るため、印刷資料のほかにCD-ROM版を作成する。

なお、CD-ROM版は、「ITI財別国際貿易マトリックス」と「ITI財別国際貿易マトリックス - 付属表」の2種類がある。

【参考1】 貿易マトリックスで使用した統計

貿易統計については、基本的には各国・地域が発表した通関統計を使用している。CIF等からFOBにコンバートするためのレートは0.9で固定している。各国・地域(計52カ国・地域)の価額評価および資料は以下の通りである。

国・地域	価格評価		本データの資料
	輸出	輸入	
Japan	FOB	CIF	Japan Tariff Association
China	FOB	CIF	China Customs
Hong Kong	FOB	CIF	Census & Statistics Department, Government of Hong Kong SAR
Singapore	FOB	CIF	Singapore Customs
South Korea	FOB	CIF	Korea Customs Service
Taiwan	FOB	CIF	Statistical Department Taiwan
Indonesia	FOB	CIF	Statistics Indonesia
Malaysia	FOB	CIF	Department of Statistics Malaysia
Philippines	FOB	CIF	Philippines National Statistics Office
Thailand	FOB	CIF	Thai Customs Department
India	FOB	CIF	DGCI&S, Ministry of Commerce
Australia	FOB	CV	Australian Bureau of Statistics
New Zealand	FOB	VFD	Statistics New Zealand
U.S.A.	FAS	CV	Foreign Trade Division, Bureau of Census
Canada	FOB	FOB	Statistics Canada
Mexico	FOB	FOB	Ministry of Commerce and Industrial Development
Argentina	FOB	CIF	INDEC
Brazil	FOB	FOB	Secretariat of Foreign Trade
Chile	FOB	CIF	Servicio Nacional De Aduana
Colombia	FOB	CIF	Banco de Datos
Costa Rica	FOB	CIF	The Central Bank, Customs & Procomer
Panama	FOB	CIF	Panama Customs
Peru	FOB	CIF	Super Intendencia Nacional de Aduanas
Venezuela	FOB	FOB	SENIAT
Austria	FOB	CIF	Eurostat
Belgium	FOB	CIF	Eurostat
Denmark	FOB	CIF	Eurostat
Finland	FOB	CIF	Eurostat
France	FOB	CIF	Eurostat
Germany	FOB	CIF	Eurostat
Greece	FOB	CIF	Eurostat
Ireland	FOB	CIF	Eurostat
Italy	FOB	CIF	Eurostat
Luxembourg	FOB	CIF	Eurostat
Netherlands	FOB	CIF	Eurostat
Portugal	FOB	CIF	Eurostat
Spain	FOB	CIF	Eurostat
Sweden	FOB	CIF	Eurostat
U.K.	FOB	CIF	H.M. Customs and Excise
Czech Republic	FOB	CIF	Eurostat
Hungary	FOB	CIF	Eurostat
Lithuania	FOB	CIF	Eurostat
Poland	FOB	CIF	Polish Central Statistics Office
Slovakia	FOB	CIF	Eurostat
Slovenia	FOB	CIF	Eurostat
Norway	FOB	CIF	Statistics Norway
Switzerland	FOB	CIF	Swiss Customs
Russia	FOB	CIF	Customs Committee of Russia
Ukraine	FOB	CIF	State Customs Committee of the Ukraine
Romania	FOB	CIF	National Institute of Statistics
Turkey	FOB	CIF	State Institute of Statistics
South Africa	FOB	FOB	South African Revenue Service

- (注) 米国：輸出は総輸出 (Total Export)、外国産品の輸出 (Export For Foreign Merchandise) を含む。輸入は一般輸入 (General Import)。
香港、シンガポール：輸出では「総輸出」の他に「再輸出」を特掲。
オーストラリア：財政年度の公式データではなく、他の国・地域と整合性を図るために暦年データを使用。

価額評価：

(1) 輸出

FOB：Free On Board

FAS：Free Along Ship Export Value

(2) 輸入

CIF：Cost, Insurance, and Freight Import Value (0.9 でコンバート)

CV：Custom Import Value (コンバートなし)

VFD：Value for Duty (コンバートなし)

【参考2】 商品分類の定義

商品分類は基本的にはHSコード2桁を基本として分類した。分類表は下記の通り。

品目分類表

品目名	HS分類番号	説明
総額	00 - 99	全品目
機械機器	84 - 91	
一般機械	84	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品
エアコン	8415	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）
電気機器	85	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
輸送機器	86 - 89	
	86	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）
	87	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品
自動車	8702 - 8705	
	8702	10人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車
乗用車	8703	乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第87.02項のものを除く。）
	8704	貨物自動車
	8705	特殊用途自動車（例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車、主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。）
二輪自動車	8711	モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー
	88	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品
	89	船舶及び浮き構造物
自動車部品	8707、8708 8407.31 - 8407.34	
	8707	車体（運転室を含むものとし、第87.01項から第87.05項までの自動車用のものに限る。）
	8708	部分品及び附属品（第87.01項から第87.05項までの自動車のものに限る。）
自動車用エンジン	8407.31	ピストン式往復動機関（第87類の車両の駆動に使用する種類のものに限る。） シリンダー容積が50立方センチメートル以下のもの
	8407.32	同 シリンダー容積が50立方センチメートルを超え250立方センチメートル以下のもの
	8407.33	同 シリンダー容積が250立方センチメートルを超え1,000立方センチメートル以下のもの
	8407.34	同 シリンダー容積が1,000立方センチメートルを超えるもの
精密機器	90	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品
	91	時計及びその部分品

品目分類表(続き)

品目名	HS分類番号	説明
化学品	28 ~ 40	
化学工業品	28 ~ 38	
	28	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物
	29	有機化学品
医薬品及び医療用品	30	医療用品
	31	肥料
	32	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、バテ、その他のマスタック並びにインキ
	33	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類
	34	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品
	35	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素
	36	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料
	37	写真用又は映画用の材料
	38	各種の化学工業生産品
プラスチック・ゴム	39 ~ 40	
	39	プラスチック及びその製品
プラスチックの一次製品	3901	エチレンの重合体(一次製品に限る。)
	3902	プロピレンその他のオレフィンの重合体(一次製品に限る。)
	3903	スチレンの重合体(一次製品に限る。)
	3905	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体(一次製品に限る。)
	3906	アクリル重合体(一次製品に限る。)
	3907	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル(一次製品に限る。)
	3908	ポリアミド(一次製品に限る。)
	3909	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン(一次製品に限る。)
	3910	シリコン(一次製品に限る。)
	3911	石油樹脂、クマロン-インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品(一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。)
	3912	セルロース及びその化学的誘導体(一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。)
	3913	天然の重合体(例えば、アルギン酸)及び変性させた天然の重合体(例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体)(一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。)
	3914	第39.01項から第39.13項までの重合体をもととしたイオン交換体(一次製品に限る。)
	40	ゴム及びその製品
自動車用タイヤ(新品)	4011.10	乗用自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。)に使用する種類のもの
	4011.20	バス又は貨物自動車に使用する種類のもの

品目分類表(続き)

品目名	HS分類番号	説明
食料品	1～11、16～24	
	1	動物(生きているものに限る。)
	2	肉及び食用のくず肉
	3	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物
	4	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品
	5	動物性生産品(他の類に該当するものを除く。)
	6	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉
	7	食用の野菜、根及び塊茎
	8	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮
	9	コーヒー、茶、マテ及び香辛料
穀物	10	穀物
とうもろこし	1005	とうもろこし
グリーンソルガム	1007	グリーンソルガム
	11	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン
加工食品	16	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調整品
	17	糖類及び砂糖菓子
	18	ココア及びその調整品
	19	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品
	20	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品
	21	各種の調製食料品
	22	飲料、アルコール及び食酢
	23	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料
	24	たばこ及び製造たばこ代用品
油脂・その他の動植物生産品	12～15	
	12	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物
大豆	1201	大豆(割つてあるかないかを問わない。)
	13	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス
	14	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品
動植物性油脂	15	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
雑製品	64	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品
	65	帽子及びその部分品
	66	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品
	67	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品
	92	楽器並びにその部分品及び附属品
	93	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品
	94	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具(他の類に該当するものを除く。)及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物
	95	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品
	96	雑品
	97	美術品、収集品及びことう

品目分類表(続き)

品目名	HS分類番号	説明
その他原料及びその製品	25 - 27, 41 - 63 68 - 83	
	25	塩、硫黄、土石類、プaster、石灰及びセメント
	26	鉱石、スラグ及び灰
鉄鉱石	2601	鉄鉱(精鉱及び焼いた硫化鉄鉱を含む。)
鉱物性燃料等	27	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう
鉱物性燃料	2701 - 2705, 2708 - 2713, 2715	
石炭類	2701	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの
	2702	亜炭(凝固させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。)
	2703	泥炭(ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)
	2704	コークス及び半成コークス(石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)並びにレトルトカーボン
	2705	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス(石油ガスその他のガス炭酸化水素を除く。)
	2711	石油ガスその他のガス炭酸化水素
液化天然ガス	2711.11	天然ガス
エチレン・プロピレン他	2711.14	エチレン、プロピレン、ブチレン及びブタジエン
石油及び同製品	2708 - 2710 2712 - 2713 2715	
	2708	ピッチ及びピッチコークス(コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。)
原油	2709	石油及び歴青油(原油に限る。)
	2710	石油及び歴青油(原油を除く。)これらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに廃油
	2712	ベトロラム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの(着色してあるかないかを問わない。)
	2713	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物
	2715	歴青質混合物(天然アスファルト、天然ピチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもとにしたものに限る。例えば、マステック及びカットバック)
	41	原皮(毛皮を除く。)及び革
	42	革製品及び動物性装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品
	43	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品
	44	木材及びその製品並びに木炭
木材(原木)	4404	たが材、割ったポール、木製のくい(端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。)、木製の棒(つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。)及びチップウッドその他これに類するもの
合板・ベニア	4412	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材
	45	コルク及びその製品
	46	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物
	47	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙
ケミカル・ウッドパルプ	4703	化学木材パルプ(ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)に限るものとし、溶解用のものを除く。)
	4704	化学木材パルプ(亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)に限るものとし、溶解用のものを除く。)
	48	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品
板紙(クラフト紙他)	4804	クラフト紙及びクラフト板紙(塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、第48.02項又は第48.03項のものを除く。)
	4805	その他の紙及び板紙(塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の注3に規定する加工のほか更に更に加工をしたものを除く。)
	49	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案

品目分類表(続き)

品目名	HS分類番号	説明
その他原料及びその製品(続き)		
繊維及び同製品	50 - 63	
	50	絹及び絹織物
	51	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物
	52	綿及び綿織物
	53	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物
合成繊維及び同織物	54	人造繊維の長繊維及びその織物
	55	人造繊維の短繊維及びその織物
	56	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、鋼及びケーブル並びにこれらの製品
	57	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物
	58	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布
	59	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品
	60	メリヤス編物及びクロセ編物
衣類	61 - 62	
ニットのもの	61	衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)
ニット以外のもの	62	衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)
	63	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ
	68	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品
	69	陶磁製品
	70	ガラス及びその製品
	71	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
卑金属及び同製品	72 - 83	
鉄鋼	72 - 73	
鉄鋼の一次製品	72	鉄鋼
鉄鋼製品	73	鉄鋼製品
	74	銅及びその製品
銅の地金	7403	精製銅又は銅合金の塊
	75	ニッケル及びその製品
ニッケルの地金	7502	ニッケルの塊
	76	アルミニウム及びその製品
アルミの地金	7601	アルミニウムの塊
	78	鉛及びその製品
鉛の地金	7801	鉛の塊
	79	亜鉛及びその製品
	80	すず及びその製品
	81	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品
	82	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品
	83	各種の卑金属製品

(注) HS 分類では 98 類、99 類を各国の自由裁量にしている。このため、00 類、98 類、99 類の詳細な中身は各国により異なる。例えば米国の場合は少額貨物、非課税分類の品目、修理のために海外に出されたものなど。日本は HS 分類未定義の 00 類に、再輸出(再輸入)品などを定めている。
 なお、HS 分類では 77 類を将来のための予備として、現時点では使用していない。

なお、IT 関連機器については機械類の中でも一般機械、電気機器などに商品がまたがるため、別に分類を設けた。

品目分類表<IT関連機器>

品目名	HS分類番号	説明
コンピュータ及び周辺機器類	8471、8473	
コンピュータ及び周辺機器	8471	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械(他の項に該当するものを除く。)
コンピュータ部品	8473	第84.69項から第84.72項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び付属品(カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。)
事務用機器類	8469	タイプライター(第84.71項のプリンターを除く。)及びワードプロセッサ
	8470	計算機並びにデータを記録し、再生し、及び表示するポケットサイズの機械(計算機能を有するものに限る。)並びに会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機
	9009	感光式複写機(光学的機構を有するもの及び密着式のものに限る。)&及び感熱式複写機
通信機器	8517	有線電話用又は有線電信用の電気機器(コードレス送受話器付きの有線電話機及びアナログ式又はデジタル式の有線通信機器を含む。)&及びビデオホン
	8525.10	送信機器
	8525.20	送信機器(受信機器を自蔵するものに限る。)
	8526	レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器
半導体等電子部品類	8540～8542	
電子管・半導体等	8540	熱電子管、陰極管及び光電管(例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管)
	8541	ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。))を含む。)、発光ダイオード及び圧電結晶素子
集積回路等	8542	集積回路及び超小形組立
その他の電気・電子部品	8504	トランスフォーマー、スタティックコンバーター(例えば、整流器)及びインダクター
	8518	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器(エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。)、ヘッドホン及びイヤホン(マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。)、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置
	8522	部分品及び付属品(第85.19項から第85.21項までの機器に専ら又は主として使用するものに限る。)
	8523	録音その他これに類する記録用の媒体(記録していないものに限るものとし、第37類の物品を除く。)
	8529	第85.25項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品
	8532	固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー
	8533	電気抵抗器(可変抵抗器及びポテンショメーターを含むものとし、電熱用抵抗体を除く。)
	8534	印刷回路
	8535	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電圧リミッター、サージ抑制器、プラグ及び接続箱。使用電圧が1,000ボルトを超えるものに限る。)
	8536	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダー及び接続箱。使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。)

品目分類表<IT関連機器>(続き)

品目名	HS分類番号	説明
映像機器類	8521	ビデオの記録用又は再生用の機器(ビデオチューナーを自蔵するかしないかを問わない。)
	8525.30	テレビジョンカメラ
	8525.40	スチルビデオカメラ、その他のビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ
	8528	テレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)並びにビデオモニター及びビデオプロジェクター
	9006	写真機(映画用撮影機を除く。)並びに写真用のせん光器具及びせん光電球(第85.39項の放電管を除く。)
音響機器	8519	レコードデッキ、レコードプレーヤー、カセットプレーヤーその他の音声再生機(録音装置を自蔵するものを除く。)
	8520	磁気式テープレコーダーその他の録音機(音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。)
計測器・計器類	8543	電気機器(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)
	9014	羅針盤その他の航行用機器
	9015	土地測量(写真測量を含む。)用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器(羅針盤を除く。)及び測距儀
	9024	硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他の材料試験機(材料(例えば、金属、木材、防織用繊維、紙及びプラスチック)の機械的性質を試験するものに限る。)
	9025	ハイδροメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計(記録装置を有するか有しないかを問わない。)並びにこれらを組み合わせた物品
	9026	液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器(例えば、流量計、液位計、マノメーター及び熱流量計。第90.14項、第90.15項、第90.28項又は第90.32項の機器を除く。)
	9027	物理分析用又は化学分析用の機器(例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器)、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器(露出計を含む。)及びマイクローム
	9030	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器(第90.28項の計器を除く。)及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器
	9031	測定用又は検査用の機器(この類の他の項に該当するものを除く。)及び輪郭投影機
	9032	自動調整機器

IT
関連
機器
(
続
き
)

4. 世界貿易動向分析

1. 調査の目的

世界貿易動向分析は、直近時点における世界貿易の動向を把握することを目的としている。平成 18 年度では、2005 年を対象である。

2. 調査の概要

世界貿易の動向を把握する方法として、世界貿易の流れを 1 表で俯瞰できる「貿易マトリックス」を作成している。

平成 18 年度版の報告書では、2004 年および 2005 年の 2 年間について、総額の他に主要な品目を選び掲載している。あわせて、貿易マトリックスの特徴を抽出した「付属表」についても掲載している。

主な内容は次のとおり。

1. 貿易マトリックス（および付属表）の見方、作成法、商品分類の定義
2. 地域別財別表（世界、日本、米国、中国、EU25 カ国合計、ASEAN10 カ国合計、東アジア 10 カ国合計）
3. 掲載した品目
 - (1) 総額
 - (2) 機械機器
 - (3) 一般機械
 - (4) 電気機器
 - (5) 輸送機器
 - (6) 自動車
 - (7) 自動車部品
 - (8) 精密機器
 - (9) 化学工業品
 - (10) 食料品
 - (11) 雑製品
 - (12) 鉱物性燃料等
 - (13) 石炭類
 - (14) 原油
 - (15) 繊維および同製品
 - (16) IT 関連機器（合計）
 - (17) IT 関連機器（部品）

[参考]

1. [月刊] “ ITI Monthly USA ” シリーズ

国際貿易投資研究所が発行する月刊誌。

米国の経済・貿易・主要産業の動向をとりまとめ、次の21分野について毎月発行(21冊)している。

平成19年3月現在で発行している分野は、次のとおりである。

なお、発行にあたっては日本貿易振興機構(JETRO)の協力を得てとりまとめている。

1. 経済

2. 貿易

3. 主要産業

バイオ・テクノロジー

医薬品

鉄鋼

航空・宇宙

造船・海運

船用工業・舟艇

通信

コンピュータ

ベアリング

金融

食品

水産業

流通・物流

小売・消費

旅行・観光

中小企業動向

建設機械

エネルギー

教育産業

2. 季刊 国際貿易と投資

No. 64 (2006 年夏号 2006 年 5 月発行)

分類	タイトル	執筆者
ECHO	中国でのビジネスリスク	山崎 國光
論文・ 研究ノート	東アジアの地域統合をリードする ASEAN	石川 幸一
	EU の共通エネルギー政策への取り組み	田中 信世
	ブラジル経済の課題はインフレ抑制と成長の両立	内多 允
	米国の競争力強化への取り組み - 人材育成に関する最近の産業界と政府の試み -	佐々木 高成
	アメリカの企業内貿易 (その 2) - 品目別特性、国・地域別の変遷 -	永田 雅啓
	欧州のフェアトレード市場と日本	長坂 寿久
	『欧州のフェアトレード 2005 年』報告書 (要約)	長坂 寿久
	対内投資の経済効果の計測方法 (その 2) ニセコの事例を基に日本経済モデルを用いた試算	小野 充人
統計	米国の「双子の赤字」 米国の貿易 中国の貿易	
研究所だより	活動報告	

No. 65 (2006 年秋号 2006 年 8 月発行)

分類	タイトル	執筆者
ECHO	再び 2・26 事件について	杉山 和男
論文・ 研究ノート	米国における地域優位性強化の試み コミュニティ資源とネットワークの動員	佐々木 高成
	米国ヒスパニックの経済力と対中南米送金	内多 允
	ドイツのエネルギー需給と温室効果ガス排出削減、 技術開発への取り組み	田中 信世
	着実に進展する中国と ASEAN の経済協力	石川 幸一
	マレーシア 格差是正を模索するプミプトラ政策	小野沢 純
	中国の台頭と日米貿易構造の変化	青木 健
	FIFA ワールドカップと NGO	長坂 寿久
	関税撤廃による経済効果の計測方法 (その 1)	小野 充人
	60 年代以降の日本の対中貿易品目の変遷 (その 1~ 輸出)	中村 江里子
対日直接投資促進と新会社法	濱田 和章	
統計	2005 年の世界貿易 (総額・機械機器・石油及び同製品) 東アジアに焦点をあてた財別貿易マトリックス 輸入国統計からみた 2 国間ランキング表	
研究所だより	活動報告	

No.66 (2006 年冬号 2006 年 11 月発行)

分類	タイトル	執筆者
ECHO	外資系企業誘致と地方自治体	鬼塚 義弘
論文・ 研究ノート等	海外 R & D 活動に関する日本企業と欧米企業の特徴と差異	佐々木 高成
	ベネズエラ国営石油会社の海外戦略と対途上国関係	内多 允
	英国の EU 新規加盟 8 カ国からの労働者の受け入れ ～その実態と評価	田中 信世
	急拡大する中国と ASEAN の貿易関係	石川 幸一
	進出事例からみた中国系企業の対日進出戦略	増田 耕太郎
	通貨取引税 (トービン税) の動きと NGO ～発足した国際連帯税 (航空券税) と UNITAID	長坂 寿久
	60 年代以降の日本の対中貿易品目の変遷 (その 2～輸入)	中村 江里子
	関税撤廃による経済効果の計測方法 (その 2)	小野 充人
外国籍「情報処理」技術者の増加の背景	増田 耕太郎	
統計	直接投資の国際比較	
	サービス貿易の国際比較	
	米国の対外直接投資	
研究所だより	活動報告	

No.67 (2007 年春号 2007 年 2 月発行)


分類	タイトル	執筆者
ECHO	海軍大尉田結保という男がいた	杉山 和男
論文・ 研究ノート	アメリカ経済の地域構造 - 近年の動向と要因 -	永田 雅啓
	反グローバリズム、反統合、高失業、難民・不法移民 - 「ルペン・ショック」後の EU 政治右傾化の要因を読み解く -	田中 友義
	EU 新規加盟国の農業と農業政策 ～ルーマニア、ブルガリアの現状と課題	田中 信世
	中南米の鉄鋼産業再編成動向	内多 允
	ASEAN 共同体形成の現状と展望	石川 幸一
	日本の NPO セクターの発展と実状	長坂 寿久
	インドのジェネリック製薬企業の対日進出の背景と進出課題	増田 耕太郎
	拡大基調を続ける対内直接投資	小野 充人
統計	27 カ国となった EU の経済規模	
	中国の対内直接投資 (省・市別) ～外資系企業の進出先	
研究所だより	活動報告	

論文・研究ノート等は、編集委員会他による査読を受けたものを掲載した。

3. ホームページ

当研究所では研究成果の一部をホームページで公開しており、そのアクセス数も記録している。2006年度のアクセス数は前年度比12.4%増の約64.2万件であった。

国際貿易投資研究所ホームページ (<http://www.iti.or.jp/>)

 財団法人
国際貿易投資研究所 (ITI)

Last update: 2007年5月18日

国際比較統計 (2007年5月18日更新)

I. 直接投資	II. 商品貿易 NEW
III. サービス貿易	IV. マクロ経済統計等 NEW
V. 主要国の貿易	VI. 季刊誌等の掲載統計

フラッシュ

調査研究の過程でみつけた興味深い情報や話題等を迅速に提供したり、時に研究員の視点で料理、加工してお届けする常設欄。

96. イタリアの中小企業の事例調査から ～"Made in Italy"伝統分野の家具と"非Made in Italy"の医療機器～

95. イタリアは変身できるか? ～進展した2006年の産業と貿易～

94. 最近のドイツの協同組合の動向 ～中小企業のネットワーク化に大きな役割

93. 外国からの直接投資で電力不足を解消 ～ミャンマー～

92. ドイツ連邦憲法裁判所、相続・贈与税の資産評価に違憲判決～中小企業の事業継承に影響も

過去のフラッシュ

Google

WWW を検索 ITIホームページ内を検索

 ご意見・ご感想は、
webmaster@iti.or.jpまでお願いいたします

<input type="checkbox"/> ITIの紹介	<input type="checkbox"/> 研究所だより
<input type="checkbox"/> 進行中のプロジェクト	<input type="checkbox"/> 最近の研究実績
<input type="checkbox"/> ITI Booksのご案内	<input type="checkbox"/> リンク集

お知らせ

◆イスラム金融セミナー
2007年2月28日(木)
13:30-16:00
国際交流基金国際会議場
(アーク森ビル内)
[詳細はこちらをご覧ください](#)

◆「対日直接投資に係わる法務・労務問題」、「中国多国籍企業」、「対日直接投資に係わる経済的・社会的効果」に関するセミナーを今後予定しております。

季刊「国際貿易と投資」



◆最新号
第67号(2007年春号)
2007年3月26日更新

◆バックナンバー

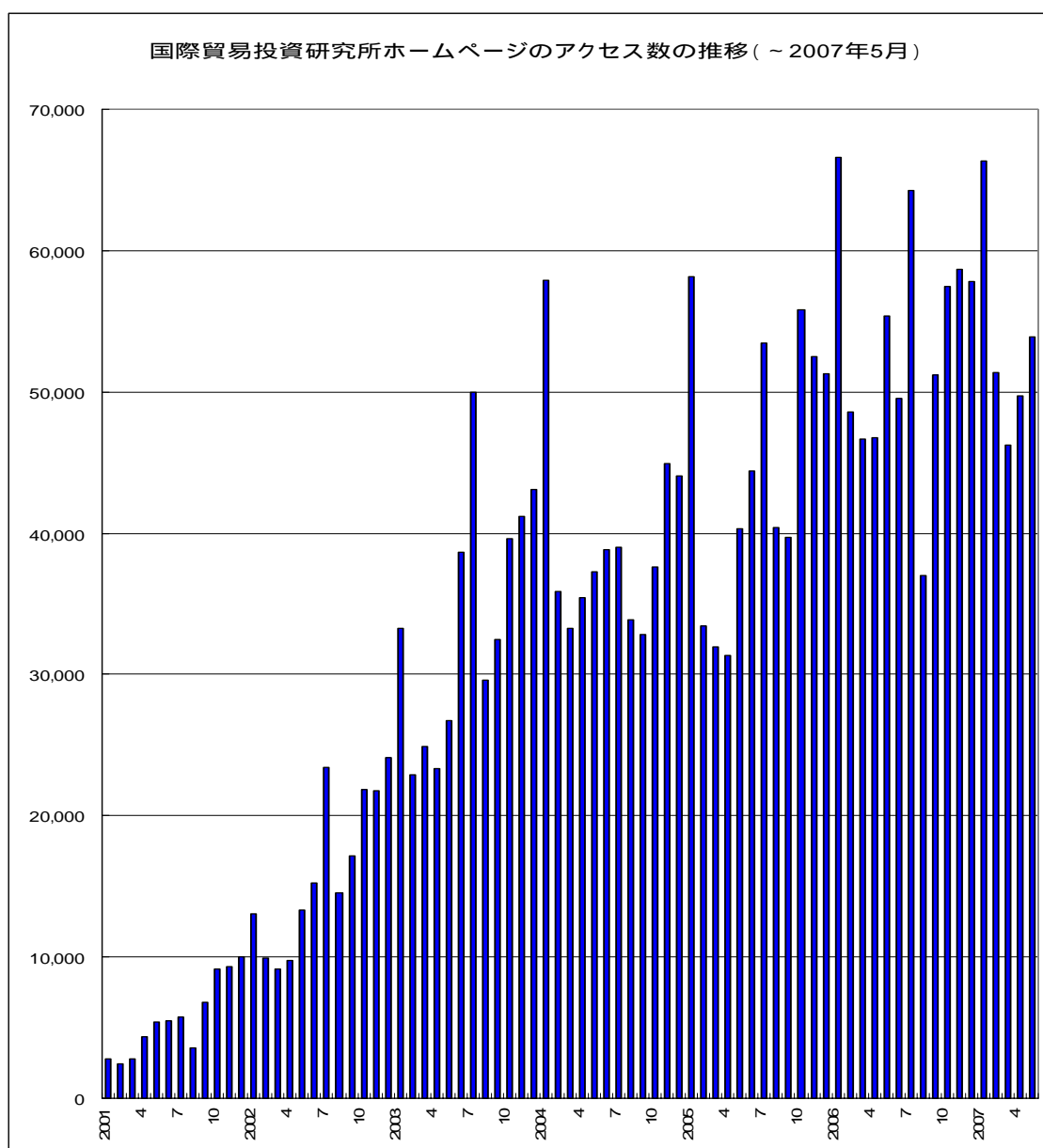
- 60 -

<http://www.iti.or.jp/>

2001年以降のアクセス数の推移

(2006年度は64万2,022件：前年度比 12.4%増)

	年度 件数	伸び率 (%)	暦年 件数	伸び率 (%)
2001	91,946		94,722	
2002	242,238	163.5	193,312	104.1
2003	451,768	86.5	405,742	109.9
2004	467,343	3.4	470,842	16.0
2005	571,077	22.2	532,690	13.1
2006(上)	304,154	21.9	313,656	30.9
2006	642,022	12.4	640,007	20.1



4. “フラッシュ”(ホームページ常設欄)

国際貿易投資研究所ホームページ上で不定期に掲載。
調査研究の過程でみつけた興味深い情報や話題等を迅速に提供、時に研究員の視点で料理、加工して掲載する常設欄。

平成 18 年度以降掲載分は次のとおりである。

- No.86 スイスの EU 加盟問題の行方～二国間関係重視へ軸足を移す
執筆：田中信世（2006 年 8 月 25 日掲載）
- No.87 三角合併を巡る諸課題 執筆：濱田和章（2006 年 11 月 8 日掲載）
- No.88 「環境保護」の要請を受けた国際間の移動の監視
～2007 年 HS 商品分類の改訂にみる関税分類の国際貢献～
執筆：増田耕太郎（2006 年 11 月 13 日掲載）
- No.89 ブカレスト雑感～「ブカレストの犬と EU ハーモナイゼーション」のその後
執筆：田中信世（2006 年 11 月 15 日掲載）
- No.90 転換期にあるイタリア家具産業の現状
執筆：長手喜典（2007 年 2 月 21 日掲載）
- No.91 立ち直ってきたフィアット社 執筆：長手喜典（2007 年 2 月 26 日掲載）
- No.92 ドイツ連邦憲法裁判所、相続・贈与税の資産評価に違憲判決
～中小企業の事業継承に影響も
執筆：田中信世（2007 年 3 月 20 日掲載）
- No.93 外国からの直接投資で電力不足を解消 ～ミャンマー～
執筆：増田耕太郎（2007 年 3 月 23 日掲載）
- No.94 最近のドイツの協同組合の動向
～中小企業のネットワーク化に大きな役割
執筆：田中信世（2007 年 3 月 29 日掲載）
- No.95 イタリアは変身できるか？ ～進展した 2006 年の産業と貿易～
執筆：長手喜典（2007 年 4 月 17 日掲載）
- No.96 イタリアの中小企業の事例調査から
～"Made in Italy"伝統分野の家具と "非 Made in Italy"の医療機器～
執筆：長手喜典（2007 年 4 月 17 日掲載）

〔禁無断転載〕

国際貿易投資研究所 調査・研究報告書要旨

発行日 2007年6月

編集発行 財団法人国際貿易投資研究所（ITI）

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目8番10号

第9興和ビル6階

TEL : (03) 5563-1251 FAX : (03) 5561-7961

URL : <http://www.iti.or.jp/>
